私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案 参照条文 目次

	\bigcirc		\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
[私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十一号)の施行前]	昭和二十二年法律第五十四号(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)(昭和二十二年法律第五十四号) ・・・・・・・77	[私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十五号)の施行前]	昭和二十二年法律第五十四号(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)(昭和二十二年法律第五十四号) ・・・・・・・・1	不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第百九十四号) ・・・・・・・・・・・67	刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	行政手続法(平成五年法律第八十八号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55	不正競争防止法(平成五年法律第四十七号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	民事訴訟法(平成八年法律第百九号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	昭和二十二年法律第五十四号(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)(昭和二十二年法律第五十四号) ・・・・・・・・1

 \bigcirc 昭和二十二年法律第五十四号 (私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律) (昭和二十二年法律第五十四号)

第二条 (略)

- ② { 8 (略)
- 9 この法律において「不公正な取引方法」とは、 次の各号のいずれかに該当する行為をいう。
- 正当な理由がないのに、競争者と共同して、 次のいずれかに該当する行為をすること。
- イ ある事業者に対し、供給を拒絶し、又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限すること。
- 二不当に、 地域又は相手方により差別的な対価をもつて、 商品又は役務を継続して供給することであつて、 他の事業者の事業活動を困難にさ

又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限させること。

- 三 正当な理由がないのに、 商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することであつて、 他の事業者の事業活
- 1 自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、次のいずれかに掲げる拘束の条件を付けて、 相手方に対しその販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させることその他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束す 当該商品を供給すること。

兀

ること

動

(を困難にさせるおそれがあるもの

せるおそれがあるもの

口

他の事業者に、ある事業者に対する供給を拒絶させ、

- 口 方をして当該事業者の当該商品の 相手方の販売する当該商品を購入する事業者の当該商品の販売価格を定めて相手方をして当該事業者にこれを維持させることその他 販売価格の自由な決定を拘束させること。 相手
- 五. 1 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。 継続して取引する相手方(新たに継続して取引しようとする相手方を含む。 ロにおいて同じ。)に対して、 当該取引に係る商品又は役務
- 口 継 続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、 役務その他の経済上の利益を提供させること。

以外の商品又は役務を購入させること。

設定し、若しくは変更し、 らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、 又は取引を実施すること。 取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相 若しくはその額を減じ、 その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を 手方に引き取

六 前各号に掲げるもののほか、 次のいずれかに該当する行為であつて、 公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、 公正取引委員会が指

定するもの

イ 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。

ロ 不当な対価をもつて取引すること。

ハ 不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、又は強制すること。

二 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。

ホ 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。

は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害し、 唆 又

若しくは強制すること。

第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

第六条 事業者は、 不当な取引制限又は不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をしてはならない。

第七条 0 差止め、 第三条又は前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、 事業の一 部の 譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。 事業者に対し、 当該行為

一節に規定する手続に従い、 公正取引委員会は、 第三条又は前条の規定に違反する行為が既になくなつている場合においても、 次に掲げる者に対し、 当該行為が既になくなつている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するた 特に必要があると認めるときは、 第八章第

2

めに必要な措置を命ずることができる。 ただし、 当該行為がなくなつた日から五年を経過したときは、この限りでない

- 当該行為をした事業者
- 当該行為をした事業者が法人である場合において、 当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、 又は合併により設立された

兀 当該行為をした事業者が法人である場合において、 当該行為をした事業者から当該行為に係る事業の全部又は 当該法人から分割により当該行為に係る事業の全部又は

一部を譲り受けた事業者

一部を承継した法

第七条の二 の 十 なくなる日からさかのぼつて三年間とする。 行つた日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間 該当するものをしたときは、 (当該行為が商品又は役務の供給を受けることに係るものである場合は、 (小売業については百分の三、卸売業については百分の二とする。)を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じな 事業者が、 不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約で次の各号のいずれ 公正取引委員会は、 以下「実行期間」という。) 第八章第二節に規定する手続に従い、 (当該期間が三年を超えるときは、 当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額) における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上 当該事業者に対し、 当該行為の実行としての事業活 当該行為の実行としての事 業活 に百 動 動

商品又は役務の対価に係るも

け

ればならない。

ただし、

その額が

百万円未満であるときは、

その納付を命ずることができない。

商品又は役務について次のいずれかを実質的に制限することによりその対価に影響することとなるも

1 供給量又は購 入量

- 口 市場占有率
- ハ 取引の相手方
- 2 前項中 被支配事業者」 前項の規定は、 「当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額 という。 事業者が、 が供給する商品又は役務について、 私的 独占 他 の事業者の事業活動を支配することによるものに限る。 次の各号のいずれかに該当するものをした場合に準用する。 (当該行為が商品又は役務の供給を受けることに係るものである場合は で、 当該他の事業者 (以下この項にお この場合にお いて て

被支配事業者が当該行為に係る一定の取引分野において当該商品又は役務を供給するために必要な商品又は役務を含む。 売業を営む場合は百分の二とする。)」と読み替えるものとする 分野において当該事業者が供給した当該商品又は役務(当該被支配事業者に供給したものを除く。)の政令で定める方法により算定した売上額 当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額)」とあるのは 「(小売業については百分の三、 卸売業については百分の二とする。)」とあるのは「(当該事業者が小売業を営む場合は百分の三、 「当該事業者が被支配事業者に供給した当該商品 及び当該 又は役務 定 の取引 (当該 卸

- その対価に係るもの
- 次のいずれかを実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの

イ 供給量

口 市場占有率

、取引の相手方

③ (略)

4 じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。 政令で定める方法により算定した売上額に百分の六 該一定の取引分野において当該商品又は役務を供給する当該他の事業者が当該商品又は役務を供給するために必要な商品又は役務を含む。 給したものを除く。)及び当該一定の取引分野において当該商品又は役務を供給する他の事業者に当該事業者が供給した当該商品又は役務 三年を超えるときは、 取引委員会は、 行為に係る一定の取引分野において当該事業者が供給した商品又は役務(当該一定の取引分野において商品又は役務を供給する他の事業者に供 事業者が、 私 的独占 第八章第二節に規定する手続に従い、 当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。第二十七項において「違反行為期間」という。 他 の事業者の事業活動を排除することによるものに限り、 (当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、 当該事業者に対し、 当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間 ただし、その額が百万円未満であるときは、 第二項の規定に該当するものを除く。)をしたときは、 卸売業を営む場合は百分の一とする。)における、 その納付を命ず (当該期間 を乗 当該 公正 **当** の が

⑤ (略)

ることができない。

6 第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、 当該事業者が、 当該違反行為に係る事件について第四十七条第一項第四号に掲げる

あるのは 該違反行為に係る実行期間が二年未満である場合に限る。 第十項及び第二十条の二から第二十条の五までにおいて「事前通知」という。)を受けた日の一月前の日)までに当該違反行為をやめた者 処分又は第百二条第一項に規定する処分が最初に行われた日 なかったときは、 ・二」とあるのは 「百分の二・四」 当該事業者が当該違反行為について第五十条第六項において読み替えて準用する第四十九条第五項の規定に 「百分の一」 Ł, と 「百分の二」とあるのは「百分の一・六」と、 「百分の一」 とあるのは「百分の○・八」とする。)

であるときは、 (以下この条において「調査開始日」という。 第一項中 前項中 「百分の十」 「百分の四」とあるのは ただし、 当該事業者が、 とあるのは 0) 「百分の八」 「百分の三・二」 次項から第九項までの規定の適 月前 の日 と、 (当該処分が行 よる通 と 「百分の三」 「百分の 次 項 わ **当** لح

7 規定により は は 第九項の規定の適用を受ける者であるときは、 第一項 「百分の十五」と、 「百分の九」と、 (第二項において読み替えて準用する場合を含む。 課徴金の納付を命ずる場合において、 「百分の一・二」とあるの 「百分の二」とあるのは「百分の三」と、 「百分の三」とあるのは は 「百分の四・五」と、 「百分の一・八」と、 この限りでない。 当該事業者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、 以下この項、 「百分の一」とあるのは「百分の一・五」 「百分の二」 「百分の一」とあるのは「百分の一・五」とする。 第十九項、 とあるのは「百分の三」と、 第二十二項及び第二十三項において同じ。)又は第四 と、 第五項中「百分の四」とあるの 第四項中「百分の六」 第一項中 ただし、 「百分の十」 当該事業者 とある とある 項

用を受ける者であるときは、この限りでない。

- る。 調査開 次号において同じ。) 又は第十八項若しくは第二十一項の規定による通知若しくは第五十一条第二項の規定による審決を受けたことがあ は始日からさかのぼり十年以内に、 第一項若しくは第四項の規定による命令を受けたことがある者 (当該命令が確定している場合に限
- 二 第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は第百二条第一 二十一項の規定による通知若しくは第五十一条第二項の規定による審決を受けたことがある者 いて事前 通知を受けた日からさかのぼり十年以内に、 第一項若しくは第四項の規定による命令を受けたことがある者又は第十八項若しくは第 項に規定する処分が行われなかつた場合において、 当該事業者が当該違反行 0
- とあるのは とあるの 第一項の は 規定により課徴金の納付を命ずる場合におい 「百分の六」と、 「百分の十五」 と、 「百分の一・二」 「百分の三」 とあるのは とあるのは て、 百 「百分の一・八」と、 当該事業者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、 分の四・ 五と、 「百分の二」 「百分の一」 とあるのは とあるのは 「百分の三」 「百分の 一・五」とする。 と、 第五項中 同 項中 百 「百分の四 ただし 「分の十」 当

8

る者

該事業者が、次項の規定の適用を受ける者であるときは、この限りでない。

- 単独で又は共同して、 又は唆すことにより、 当該違反行為をすることを企て、 当該違反行為をさせ、又はやめさせなかつた者 カュ つ、 他 の事業者に対し当該違反行為をすること又はやめないことを要求し、 依頼
- 単 ・独で又は共同して、 他 の事業者の求めに応じて、 継続的に他の事業者に対し当該違反行為に係る商品若しくは役務に係る対価 供給量、

購入量、

市場占有率又は取引の相手方について指定した者

- 三 イ 前二号に掲げる者のほか、 他 の事業者に対し当該違反行為をすること又はやめないことを要求し、 単独で又は共同して、 次のいずれかに該当する行為であつて、 依頼し、 又は唆すこと。 当該違反行為を容易にすべき重要なものをした者
- 口 としての事業活動について指定すること(専ら自己の取引について指定することを除く。 他 0 事業者に対し当該違反行為に係る商品又は役務に係る対価、 供給量、 購入量、 市場占有率、 取引の相手方その他当該違反行為の実行
- 9 ときは、 第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、 第五項中 第一項中「百分の十」とあるのは「百分の二十」と、 「百分の四」とあるのは「百分の八」と、 「百分の一・二」とあるのは「百分の二・四」と、 当該事業者が、 「百分の三」とあるのは「百分の六」 第七項各号のいずれか及び前項各号のいずれかに該当する者である と、 「百分の二」 「百分の一」とあるのは とあるのは 「百分の四 「百分の二

⑩~⑰ (略)

とする。

- (18) 規則で定めるときまでに)、これと併せて当該事業者に対し、 について当該事業者以外の事業者に対し第一項の規定による命令をする際に(同項の規定による命令をしない場合にあつては、 公正取引委員会は、 第十項の規定により課徴金の納付を命じないこととしたときは、 文書をもつてその旨を通知するものとする。 同項の規定に該当する事業者がした違反行為に係 公正取引委員会 る事件
- 19 除した額を課徴金の額とするものとする。 罰 項、 公正取引委員会は、第一項又は第四項の場合において、 金額の二分の一に相当する金額を超えないとき、 第四項から第九項まで、第十一項又は第十二項の規定により計算した額に代えて、 ただし、 第一 又は当該控除後の額が百万円未満であるときは、この限りでない。 項、 同一 第四項から第九項まで、 事件について、 当該事業者に対し、 第十一項若しくは第十二項の規定により計算した額が当該 その額から当該罰金額の二分の一に相当する金額を控 罰金の刑に処する確定裁判があるときは、 第

② (略)

- 21) 一項又は 公正 又は第四項の規定による命令をする際に(これらの規定による命令をしない場合にあつては、 取 第四 引委員会は、 項に規定する違反行為に係る事件について当該事業者以外の事業者に対し第一項 前 項の規定により課徴金の納付を命じない場合には、 罰 金の刑に処せられた事業者に対 (第二項に 公正取引委員会規則で定めるときまでに)、こ おいて読み替えて準用する場合を含む。 į 当該事業者がした第 項、 第
- ②・② (略)

れと併せて文書をもつてその旨を通知するものとする。

- 24) び 第二十一項の規定による通知並びに第五十一条第二項の規定による審決)次項の規定を適用する 又は合併により設立された法人がした違反行為及び当該合併後存続し、 た違反行為並びに当該法人が受けた第一項 第一項、 第二項又は第四項に規定する違反行為をした事業者が法人である場合において、 (第二項において読み替えて準用する場合を含む。) 及び第四項の規定による命令、 (以下この項及び次項において「命令等」という。) は、 又は合併により設立された法人が受けた命令等とみなして、 当該法人が合併により消滅したときは、 合併後存続 第十八項及び 当該法 前各項及 人が
- 25 受け、 開 他 する特定事業承継子会社等をいう。 定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」とする。 令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」 定事業承継子会社等が受けた命令等とみなして、 行為に係る事件についての調査開始日以後においてその一又は二以上の子会社等に対して分割により当該違反行為に係る事業の全部を承継させ かつ、合併以外の事由により消滅したときは、 の特定事業承継子会社等と連帯して」と、 始日以後においてその一又は二以上の子会社等に対して当該違反行為に係る事業の全部を譲渡し、 第一項、 項 又は分割により当該事業の全部若しくは一部を承継した子会社等(以下「特定事業承継子会社等」という。 (第二項において読み替えて準用する場合を含む。 第二項又は第四項に規定する違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が当該違反行為に係る事件についての 以下同じ。)に対し、この項 第四項中「当該事業者に対し」とあるのは 当該法人がした違反行為及び当該法人が受けた命令等は、 前各項の規定を適用する。この場合において、 ٢, 第二十二項中「受けた者は」とあるのは「受けた特定事業承継子会社等は、 中 (次項において読み替えて準用する場合を含む。 「当該事業者に対し」とあるのは 「特定事業承継子会社等に対し、 当該特定事業承継子会社等が二以上あるときは 「特定事業承継子会社等 又は当該法人(会社に限る。 当該事業の全部若しくは一部を譲 の規定による命令を受けた がした違反行為及び当該特 この項の規定による命 (第二十五項に規 これらの規 が · 当該 調 違 反
- ② ③ ・ ② (略

第八条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- 一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。
- 二 第六条に規定する国際的協定又は国際的契約をすること。
- 三 一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること。
- 兀 構 成事業者(事業者団体の構成員である事業者をいう。 以下同じ。) の機能又は活動を不当に制限すること。
- 五 事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること。

第八条の二 前条の規定に違反する行為があるときは、 公正取引委員会は、 第八章第二節に規定する手続に従い、 事業者団体に対し、 当該行為の

差止め、 当該団体の解散その他当該行為の排除に必要な措置を命ずることができる。

- ② 第七条第二項の規定は、前条の規定に違反する行為に準用する。
- 3 じ。)に対しても、第一項又は前項において準用する第七条第二項に規定する措置を確保するために必要な措置を命ずることができる。 を行う役員、従業員、 ると認めるときは、 公正取引委員会は、 第八章第二節に規定する手続に従い、 代理人その他の者が構成事業者である場合には、 事業者団体に対し、 第一項又は前項において準用する第七条第二項に規定する措置を命ずる場合において、 当該団体の役員若しくは管理人又はその構成事業者 当該事業者を含む。 第二十六条第一項及び第五十九条第二項におい (事業者の利益のためにする行為 必要が あ

第八条の三 の場合において、 において「特定事業者」という。)に対し」と、 な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をする場合に限る。)の規定に違反する行為が行われた場合に準用する。こ 第二十二項、 事 第七条の二第一項、 業者の 第二十三項及び第二十七項の規定は、 第七条の二第一項中 利益のためにする行為を行う役員、 第三項、 「事業者が」 第五項、 同条第五項中 第六項(ただし書を除く。)、第十項から第十八項まで(第十三項第二号及び第三号を除 とあるのは 従業員、 第八条第一号(不当な取引制限に相当する行為をする場合に限る。 代理人その他の者が構成事業者である場合には、 「当該事業者」 「事業者団体が」と、 とあるのは 「当該事業者に対し」とあるのは 「当該特定事業者」と、 当該事業者を含む。 同条第六項本文中 「当該事業者)又は第二号(不当 以下この 寸 「当該事業 一体の構造 成

業活 団体 とあ 者 項 他 事業者」 る。 は \mathcal{O} 行としての事業活動をやめる」 とあるの Ļ は としての事 業者」と、 としての事業活動」 「当該事業者団体がした」 (当該特定事業者」 規定による 限 とあ 「第五項 るの 事業者」 カコ にこ 「動をしていた」 の特定事業者」と、 五項 つ、 0) 相当する行為をする場合に限る。 第五項又は第六項」 と るの は 0) 規定に違反する行為をした事業者団体の特定事業者」と、 は 第一 事 第二号又は第三号のいずれかに該当する」とあるのは 業活動をしていた」 「の実行としての事業活動をしていた」 「当該違反行為をした事業者」とあるの 報告」 とあるのは 「特定事業者の」 同条第十七項中「行つた事業者」とあるのは は 第六項」 第六項 項に規定する違反行為をする」 「当該特定事業者」 と、 と、 と と とあるの と と 同条第二十二項中 同条第十三項各号列記以外の部分中 同条第十項中 「又は第五項から第九項まで」 乛 と、 他 と と、 当該事業者」 は の特定事業者」 と、 と 第十二項又は第十九項」 第十二項又は 「 対 し 「当該違反行為をした事業者」 「当該事業者」 と 同条第十八項中 同条第十一 0) 特定事業者」 (当該事業者) 「納付すべき事業者」 「をやめた者 とあるのは 又は第二号 第一 と、 第十九 とあるのは 項中 とあるのは 項又は第四 と と、 項 は 「事業者」 「当該事業者」 以上の とあるのは _ 「当該違反行為をした事業者団体の特定事業者」 (不当な取引制 (当該違反行為」 とあるの とあるの 同項 とあるのは 同条第十二項中 当該特定事業者」と、 「行つた特定事業者」 「当該違反行為の実行としての事業活動を行う」 とあるの 項 事業者」とあるのは 第一号中 第一 「当該特定事業者」 とあるのは とあるのは は は とあるの 対 「第一号に該当する」と、 とあるの 項に規定する違反行為をした事業者」とあるのは 二以上 乛 「又は第十二項」 「又は第十二項」 L 限に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をする場合に限 は \equiv とあるのは 第五項又は第六項」と、 「当該違反行為をした事業者」とあるのは (当該特定事業者」 「納付すべき特定事業者」 以上 は 「特定事業者」と、 「当該違反行為をした事業者団体の特定事業者」 は の事業者」 第一 の事業者」 「当該特定事業者」 と と 「及び当該事業者」 「一以上の特定事業者」 項 「の実行としての事業活動をやめた者 と と、 同条第十五項及び第十六項中 「当該事業者 と、 とあるのは「二以上の特定事業者」 とあるの 同条第二十七項中 同条第二十三項中 と 「行つた事業者」 第一 「した違反行為」 「をしていた」 「以外の事業者」 と、 と、 項、 は (当該事業者」 とあるのは 「二以上の特定事業者」 と 第四 「又は第五項から第九項まで」 「当該事業者」とあるの と と 項から第九項まで」 「をしていた」 「第四 「実行期間 とあるのは 「当該事業者がした」 とあるのは とあるのは 「及び当該特定事業者」 「をやめる」 とあるのは |項から とあるのは 「当該違反行為をした事業者 「事業者」 「次条第一号 (第四項に規定する違 第九項まで」 「行つた特定事業者 (当該違 と と とあるのは 行 「の実行とし とあるの と とあるのは 「以外の特 とある は つた同 「第一号に該 「をしてい 反行 「事業者 (不当な 「当該特 とある とあ とある は \mathcal{O} の と、 定事 ての 第 0) は つの 特 た 実 る 0) 定 実 同 뭉 実 定

行為については、 違反行為期間)」とあるのは 「実行期間」 と読み替えるものとする。

第八条の四 品若しくは役務の供給に要する費用の著しい上昇をもたらす程度に事業の規模が縮小し、 品又は役務について競争を回復させるために必要な措置を命ずることができる。 なると認められる場合及び当該商品又は役務について競争を回復するに足りると認められる他の措置が講ぜられる場合は、 独占的状態があるときは、公正取引委員会は、 第八章第二節に規定する手続に従い、 ただし、 経理が不健全になり、 当該措置により、 事業者に対し、事業の一 当該事業者につき、 又は国際競争力の維持が困難に 部の譲渡その他当該. この限りでない。 その供給 する商 商

② (略)

第九条 他 の国内の会社の株式 (社員の持分を含む。 以下同じ。)を所有することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社は、 これを

会社 (外国会社を含む。 以下同じ。) は、 他の国内の会社の株式を取得し、 又は所有することにより国内において事業支配力が過度に集中す

③~⑦ (略)

ることとなる会社となってはならない。

2

設立してはならない。

第十条 該株式を取得し、 会社は、 他の会社の株式を取得し、 又は所有してはならず、 又は所有することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、 及び不公正な取引方法により他の会社の株式を取得し、 又は所有してはならない。 当

②~⑦ (略)

9

- 8 第二項の規定による届出を行つた会社は、 公正取引委員会は、 その必要があると認める場合には、 届出受理の日から三十日を経過するまでは、 当該期間を短縮することができる。 当該届出に係る株式の取得をしてはならない。
- 会規則で定めるところにより必要な報告、 定する三十日の期間又は同項ただし書の規定により短縮された期間 公正取引委員会は、 第十七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に関し必要な措置を命じようとする場合には、 情報又は資料の提出 (以下この項において「報告等」という。 (公正取引委員会が株式取得会社に対してそれぞれの期間内に公正)を求めた場合においては、 前項 前 取引 本文に規 項の届 委員

出受理の 会社に対し、 日から 第四十九条第五項の規定による通知をしなければならない。 百二十日を経過した日とすべての報告等を受理した日 から 九十日を経過した日との ただし、 次に掲げる場合は、 ١ ず この限りでない。 ħ か遅い 日までの期 間 内に、 株式 取得

⑩ (略)

略

第十一条 次項において同じ。) 8 るところによりあらかじめ公正取引委員会の認可を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する場合は、 銀行業又は保険業を営む会社は、 を超えて有することとなる場合には、 他 の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の百分の五 その議決権を取得し、 又は保有してはならない。 (保険業を営む会社にあつては、 この限りでない。 ただし、 公正取引委員会規則で定 百分の十。

- 担保権 の行使又は代物弁済の受領により株式を取得し、 又は所有することにより議決権を取得し、 又は保有する場合
- 他の国 一内の会社が自己の株式の取得を行つたことにより、 その総株主の議決権に占める所有する株式に係る議決権の割合が増 加 た場合
- 三 金銭又は 有価証 券の信託に係る信託財産として株式を取得し、 又は所有することにより議決権を取得し、 又は保有する場合

兀 所有することにより議決権を取得し、 令で定める期間を超えて当該議決権を保有する場合を除 いて有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該議決権を有することとなつた日から 投資事業有限責任 祖合の 有限責任組合員 又は保有する場合。 (以下この号において ただし、 「有限責任組合員」という。 有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、)となり、 組合財産として株式を取 議決権 1の行: 使に 又は 政

五. 員が議決権を行使することができる場合、 合及び当該議決権を有することとなつた日から前号の政令で定める期間を超えて当該議決権を保有する場合を除く。 合員にその業務の執行を委任しているものに限る。 という。 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合 となり、 組合財産として株式を取得し、 議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場 の組合員 又は所有することにより議決権を取得し、 (業務の執行を委任された者を除く。 又は保有する場合。 以下この号において ただし、 「非業務執行組 (一人又は 非業務執 行組 人 合員 0) 合 組

2 六 前項第一号から第三号まで及び第六号の場合 前各号に掲げる場合の ほか、 他の 国内の会社 (同項第三号の場合にあつては の事業活動を拘 東するおそれがない場合として公正取引委員会規則で定める場合 当該議決権を取得し、 又は保有する者以外の委託者又は受益者

が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について当該委託者又は受益者が受託者に指図を行うことができる場合を除く。) 委員会の認可は、 るときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、 他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の百分の五を超えて有することとなつた日から一年を超えて当該議決権を保有しようとす 同項第三号の場合を除き、 銀行業又は保険業を営む会社が当該議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。 あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならない。この場合における公正取引 にお

③·④ (略)

2 第十三条 を兼ね、 の役員の地位を兼ねることにより一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該役員の地位を兼ねてはならない。 会社は、 会社の役員又は従業員(継続して会社の業務に従事する者であつて、役員以外の者をいう。以下この条において同じ。)は、 又は自己の従業員がその会社の役員の地位を兼ねることを認めるべきことを強制してはならない。 不公正な取引方法により、 自己と国内において競争関係にある他の会社に対し、自己の役員がその会社の役員若しくは従業員の地位 他の会社

第十四条 当該株式を取得し、 会社以外の者は、 又は所有してはならず、及び不公正な取引方法により会社の株式を取得し、 会社の株式を取得し、 又は所有することにより一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には 又は所有してはならない。

第十五条 会社は、 次の各号のいずれかに該当する場合には、 合併をしてはならない。

- 当該合併によつて一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合
- 一 当該合併が不公正な取引方法によるものである場合

②·③ (略)

第十五条の二 会社は、 次の各号の いずれかに該当する場合には、 共同新設分割 (会社が他の会社と共同してする新設分割をいう。 以下同じ。

をし、又は吸収分割をしてはならない。

当該共同新設分割又は当該吸収分割によつて一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合

- 当該共同新設分割又は当該吸収分割が不公正な取引方法によるものである場合
- ②~④ (略)

第十五条の三 会社は、 次の各号のいずれかに該当する場合には、 共同株式移転 (会社が他の会社と共同してする株式移転をいう。 以下同じ。

をしてはならない。

- 当該共同株式移転によつて一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合
- 二 当該共同株式移転が不公正な取引方法によるものである場合
- ②·③ (略)

第十六条 会社は、次に掲げる行為をすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、 当該行為をしては

ならず、及び不公正な取引方法により次に掲げる行為をしてはならない。

- 他の会社の事業の全部又は重要部分の譲受け
- 一 他の会社の事業上の固定資産の全部又は重要部分の譲受け
- 他の会社の事業の全部又は重要部分の賃借

 \equiv

- 四 他の会社の事業の全部又は重要部分についての経営の受任
- 五 他の会社と事業上の損益全部を共通にする契約の締結
- ②·③ (略)

第十七条 何らの名義を以てするかを問わず、 第九条から前条までの規定による禁止又は制限を免れる行為をしてはならない。

第十七条の二 第十条第一項、 違反する行為があるときは、 第十一条第一項、 公正取引委員会は、 第十五条第一項、 第八章第二節に規定する手続に従い、 第十五条の二第一項、 第十五条の三第一項、 事業者に対し、 株式の全部又は 第十六条第一項又は前条の規定に 一部の処分、 事業の 部

0 譲 …渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる

2 る手続に従い、 第九条第一項若しくは第二項、 当該違反行為者に対し、 第十三条、 株式の全部 第十四条又は前条の規定に違反する行為があるときは、 又は一部 の処 分、 会社の役員の辞任その他これらの規定に違反する行為を排除するために必 公正取引委員会は、 第八章第 一節 に規 定 す

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

な措置を命ずることができる。

第二十条 前 条の規定に違反する行為があるときは、 公正取引委員会は、 第八章第二節に規定する手続に従い、 事業者に対し、 当該行為 の差 止

必要な措置を命ずることができる

② 第七条第二項の規定は、前条の規定に違反する行為に準用する。

契約条項

の削

除その他当該行為を排除するために

第二十条の二 は役務) 業者がその供給を拒絶し、 て第七条の二第 を制限した事業者の競争者に対し当該事業者が供給した当該同 を供給するために必要な商品又は役務を含む。 て「拒絶事業者」という。 る商品又は役務と同一の 日までの期間)をしたときは、 を乗じて得た額に相当する額の 0) 政令で定める方法により算定した売上 事 (当該期間が三年を超えるときは、 業者が、 項 (同条第二 公正取引委員会は、 商品又は役務(同号ロに規定する違反行為にあつては、 次の各号のいずれ)に対し供給した同号ロに規定する商品又は役務と同 又はその供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限した事業者の競争者に対し供給した同号イに規定す 項及び第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。 課徴金を国 第八章第二節に規定する手続に従い、 かに該当する者であつて、 当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。 .庫に納付することを命じなければならない。 額に百分の三 拒絶事業者がその供給を拒絶し、 <u>ー</u>の (当 該事業者が小売業を営む場合は百分の二、 商品又は役務及び拒絶事業者が当該事業者に対し供給した当該同 第十九条の規定に違反する行為 当該事業者が同号ロに規定する他の事業者 当該事業者に対し、 0) 又はその供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは 商品又は役務 次条から第二十条の五までにおいて同じ。 ただし、 (当該拒絶事業者が当該同 当該行為をした日から当該行為がなくなる (第二条第九項第一号に該当するも 当該事業者が当該行為に係る行為につい)における、 卸売業を営む場合は百 当該行為において当該事 (以下この条に \mathcal{O} 商 品 分の一とす <u>ー</u>の 又は役務 若しく 商 品 内容 に限 お 又

百万円未満であるときは、 十八項若しくは第二十一項の規定による通知若しくは第五十一条第二項の規定による審決を受けたとき、 は第七条の二第 四項の規定による命令 その納付を命ずることができない。 (当該命令が確定している場合に限る。 第二十条の四及び第二十条の五において同じ。 又はこの条の規定による課徴金の 第七条の二第 額

- る審決 決が確定している場合に限る。 (条の規定による命令を受けたことがある者 という。 当該行為に係る事件について第四十七条第一項第四号に掲げる処分が最初に行われた日 (原処分の全部を取り消す場合における第二条第九項第一号に係るものに限る。 からさかのぼり十年以内に、 次号において同じ。 前条の規定による命令 (当該命令が確定している場合に限る。 (第二条第九項第一号に係るものに限る。 次号において同じ。 次号において同じ。)を受けたことがある者 (次条から第二十条の 又は第六十六条第四 次号において同じ。 五までに おいて 項の規定によ 調 若しくはこ 査 (当該審 開 始 日
- ぼり十年以内に、 第四十七条第一項第四号に掲げる処分が行われなかつた場合において、 前条の規定による命令若しくはこの条の規定による命令を受けたことがある者又は第六十六条第四項の規定による審決を受 当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日 らさか 0

け

たことがある者

第二十条の三 事業者が当該行為に係る行為について第七条の二第一項若しくは第四項若しくは次条の規定による命令 業者が供給した同号に規定する商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三(当該事業者が小売業を営む場合は百分の二 よる課徴金の 日までの期間 卸売業を営む場合は百分の一とする。))をしたときは、 第七条の二第十八項若しくは第二十一項の規定による通知若しくは第五十一条第二項 事業者が、 額が百万円未満であるときは、 (当該期間が三年を超えるときは、 公正取引委員会は、 次の各号のいずれかに該当する者であつて、 を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなけ 第八章第二節に規定する手続に従い、 その納付を命ずることができない。 当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。)における、 第十九条の規定に違反する行為 当該事業者に対し、 、の規定による審決を受けたとき、 当該行為をした日から当該 (第二条第九項第二号に該当するものに限 (当該命令が確定している場合に限 れば ならない。 当該行為において当該 又はこの 行為が、 ただし、 条の規定に なくなる 当該

はこの条の規定による命令を受けたことがある者

査開

2始日からさかのぼり十年以内に、

第二十条の規定による命令

(第二条第九項第二号に係るものに限る。

次号において同じ。

又は第六十六条第四

項の規定

次号において同じ。

若しく

(当該命令が確定している場合に限る。

による審決 (原処分の全部を取り消す場合における第二条第九項第二号に係るものに限る。 次号において同じ。)を受けたことがある者 **(当**

該審決が確定している場合に限る。次号において同じ。)

を受けたことがある者

ぼり十年以内に、 第四十七条第一項第四号に掲げる処分が行われなかつた場合において、 第二十条の規定による命令若しくはこの条の規定による命令を受けたことがある者又は第六十六条第四項の規定による審決 当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日からさかの

第二十条の四 事業者が当該行為に係る行為について第七条の二第一項若しくは第四項の規定による命令、 業者が供給した同号に規定する商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三(当該事業者が小売業を営む場合は百分の二 ことができない 若しくは第五十一条第二項の規定による審決を受けたとき、又はこの条の規定による課徴金の額が百万円未満であるときは、 日までの期間 卸売業を営む場合は百分の一とする。)を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。)

をしたときは、 事業者が、 (当該期間が三年を超えるときは、 公正取引委員会は、 次の各号のいずれかに該当する者であつて、第十九条の規定に違反する行為(第二条第九項第三号に該当するものに限 第八章第二節に規定する手続に従い、 当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。)における、 当該事業者に対し、当該行為をした日から当該行為がなくなる 同条第十八項若しくは第二十一項の規定による通 当該行為に その納付を命ずる ただし、 おいて当該事 当該 知

による審決 はこの条の規定による命令を受けたことがある者(当該命令が確定している場合に限る。 調査開始日からさかのぼり十年以内に、 (原処分の全部を取り消す場合における第二条第九項第三号に係るものに限る。 第二十条の規定による命令(第二条第九項第三号に係るものに限る。 次号において同じ。)又は第六十六条第四 次号において同じ。)を受けたことがある者 次号において同じ。)若しく 項の規定 (当

ぼ 第四十七条第一項第四号に掲げる処分が行われなかつた場合において、 り十年以内に、 第二十条の規定による命令若しくはこの条の規定による命令を受けたことがある者又は第六十六条第四項の規定による審決 当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日からさかの

を受けたことがある者

該審決が確定している場合に限る。

次号において同じ。)

第二十条の きない。 第五十一条第二項の規定による審決を受けたとき、 当該行為に係る行為について第七条の二第一項若しくは第四項 を営む場合は百分の一とする。 業者が供給した同号に規定する商品の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三(当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、 日までの期間)をしたときは、 Ŧi. 事業者が、 (当該期間が三年を超えるときは、 公正取引委員会は、 次の各号の を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。 いずれかに該当する者であつて、 第八章第二節に規定する手続に従い、 当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。)における、 又はこの条の規定による課徴金の額が百万円未満であるときは、 の規定による命令、 第十九条の規定に違反する行為 当該事業者に対し、 同条第十八項若しくは第二十一項の規定による通 当該行為をした日から当該行為がなくなる (第二条第九項第四号に該当するも その納付を命ずることが 当該行為において当該 ただし、 当該事業 のに限 卸 名が 売

該審決が確定している場合に限る。 による審決 はこの条の規定による命令を受けたことがある者 調査開始日からさか (原処分の全部を取り消す場合における第二条第九項第四号に係るものに限る。 のぼり十年以内に、 次号において同じ。 第二十条の規定による命令 (当該命令が確定している場合に限る。 (第二条第九項第四号に係るものに限る。 次号において同じ。 次号において同じ。)を受けたことがある者 又は第六十六条第四 次号におい 、 て 同 頃の 若しく 規定 (当

ぼり十年以内に、 第四十七条第一項第四号に掲げる処分が行われなかつた場合において、 第二十条 の規 定による命令若しくはこの条の規定による命令を受けたことがある者又は第六十六条第四項 当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日 0 /規: 定による審 らさか 0

を受けたことがある者

第二十条の六 定める方法により算定した売上額 当該期間が三年を超えるときは、 法により算定した売上額又は購入額の合計額とする。 合で定める方法により算定した購入額とし、 公正 取引委員会は、 事業者が、 第十九条の規定に違反する行為 第八章第二節に規定する手続に従い、 当該行為がなくなる日からさか (当該行為が商品又は役務の供給を受ける相手方に対するものである場合は当該行為の 当該行為 に百分の一を乗じて得た額に相当する額の課徴 0) (第二条第九項第五号に該当するものであつて、 相手方が複数ある場合は当該行為のそれぞれの相手方との間に のぼ 当該事業者に対し、 つて三年間とする。 当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間)における、 当該行為の相手方との間に 金を国庫に納付することを命じなけ 継続してするものに限る。 おける政令で定 相手方との おける政令で 間に をしたと おける める方 れ

第二十条の七 連帯して」とあるのは 同じ。)に対し、この項(次項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」 び当該特定事業承継子会社等が受けた命令等」とあるのは 二項又は第四 業承継子会社等 十二項」とあるのは 二十条の二から第二十条の六までの規定中 前三項及び第二十条の二から第二十条の六まで」と、 は「第二十条の七において読み替えて準用する前二項及び次項並びに第二十条の二から第二十条の六まで」と、同条第二十五項中 れた法人が受けた命令等」とあるのは「は、 とあるのは 及び第四項の規定による命令、 第四項中 第十一項、 第四項から第九項まで、 用する。 同条第二十七項中 「命令等」という。 項 第七条の二第二十二項から第二十五項まで及び第二十七項の規定は、 「第二十条の二から第二十条の六まで」と、 「当該事業者に対し」 第十二項又は第十九項」とあるのは「第二十条の二から第二十条の六まで」と、 この場合において、 (第二十 とあるの 「第二十条の七において読み替えて準用する第二十二項」と、 条の七に)は、 「実行期 特定事業承継子会社等に対し、 は 「第二十条の二から第二十条の六まで」と、 第十一項、 合併後存続し、 第十八項及び第二十一項の規定による通知並びに第五十一条第二項の規定による審決 間 おいて読み替えて準用する第二十五項に規定する特定事業承継子会社等をいう。 とあるのは 第七条の二第二十二項中 (第四項に規定する違反行為については、 第十二項又は第十九項」とあるのは「これら」と、 乛 合併後存続し、 当該」 「特定事業承継子会社等に対 又は合併により設立された法人がした違反行為及び当該合併後存続し、 と、 「第一項(第二項において読み替えて準用する場合を含む。 この条の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」と、 「並びに当該法人が受けた第一項 「特定事業承継子会社等(第二十五項に規定する特定事業承継子会社等をいう。 「違反行為」と、 又は合併により設立された法人がした違反行為」と、 「第一項又は第四項」 「違反行為及び当該法人が受けた命令等」 į 「前各項」とあるのは 違反行為期間) この項の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と とあるのは 第二十条の二から前条までに規定する違反行為が行われ 「受けた特定事業承継子会社等」とあるのは (第二項において読み替えて準用する場合を含む 同条第二十三項中 の終了した日」とあるのは 「第二十条の二から第二十条の六まで」 同条第二十四項中「第一項、 「第二十条の七において読み替えて準用 「第一項、 以下この 「前各項及び次項」とある 中 とあり、 「当該」 (以下この項及び次項に 又は合併により設立さ 「当該行為がなくなつ 頃に 第四項から第九 及び 第二項又は第四 とあるのは おいて同じ。 「受けた特定事 「違反行為 「第一項 第二 以下 する 項ま た場 第 項 及

た日」

と読み替えるものとする

第二十二条 は、 引き上げることとなる場合は、この限りでない。 これを適用しない。 この法律の規定は、 ただし、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価 次の各号に掲げる要件を備え、 カュ つ、 法律の規定に基づいて設立された組合(組合の連合会を含む。) の行為に

- 一 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること。
- 任意に設立され、 かつ、 組合員が任意に加入し、 又は脱退することができること。
- 三 各組合員が平等の議決権を有すること。
- 兀 組合員に対して利益分配を行う場合には、 その限度が法令又は定款に定められていること。

第二十四条 者団体に対し、 い損害を生じ、 第八条第五号又は第十九条の規定に違反する行為によつてその利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、これにより著 その侵害の停止又は予防を請求することができる。 又は生ずるおそれがあるときは、その利益を侵害する事業者若しくは事業者団体又は侵害するおそれがある事業者若しくは事業

第二十五条 的協定又は国際的契約において、不当な取引制限をし、 をした事業者団体は、 第三条、 第六条又は第十九条の規定に違反する行為をした事業者 被害者に対し、 損害賠償の責めに任ずる。 又は不公正な取引方法を自ら用いた事業者に限る。)及び第八条の規定に違反する行為 (第六条の規定に違反する行為をした事業者にあつては、 当該国際

2 事業者及び事業者団体は、 故意又は過失がなかつたことを証明して、 前項に規定する責任を免れることができない。

第二十六条 第五十条第一項に規定する納付命令 又は第六十六条第四項の審決が確定した後でなければ、 前条の規定による損害賠償の請求権は、 (第八条第一号又は第二号の規定に違反する行為をした事業者団体の構成事業者に対するものを除く。)) 第四十九条第一項に規定する排除措置命令 裁判上これを主張することができない。 (排除措置命令がされなかつた場合にあつては、

2 前項の請求権は、 同項 の排除措置命令若しくは納付命令又は審決が確定した日から三年を経過したときは、 時効によつて消滅する。

第三十四条 公正取引委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、 議事を開き、 議決することができない。

- 2 公正取引委員会の議事は、 出席者の過半数を以て、これを決する。 可否同数のときは、 委員長の決するところによる。
- ③ (略)
- 4 委員長が故障のある場合の第一項の規定の適用については、 前条第二項に規定する委員長を代理する者は、 委員長とみなす。

第三十五条 (略)

- ② (略)
- 3 事務総長は、 事務総局の局務 (第五十六条第一項の規定により、 公正取引委員会が審判官を指定して行わせることとした事務を除く。 を統
- 理する。

4 5 6

(略)

- 7 審判手続 (審決を除く。) の全部又は一部を行わせるため、 事務総局に審判官を置く。
- ⑧ 審判官の定数は、政令で定める。
- 9 きると認められる者について、 審判官は、 事務総局の職員のうち、 公正取引委員会が定める。 審判手続を行うについて必要な法律及び経済に関する知識経験を有し、 カゝ つ、 公正な判断をすることがで
- ⑩・⑪・⑪
- 第四十条 体又はこれらの職員に対し、 公正取引委員会は、 その職務を行うために必要があるときは、 出頭を命じ、 又は必要な報告、 情報若しくは資料の提出を求めることができる。 公務所、 特別の法令により設立された法人、 事業者若しくは事業者の団
- 第四十一条 団体、 学識経験ある者その他の者に対し、 公正取引委員会は、 その職務を行うために必要があるときは、 必要な調査を嘱託することができる 公務所、 特別の法令により設立された法人、 学校、 事業者、 事業者

0)

第四十二条 公正取引委員会は、その職務を行うために必要があるときは、 公聴会を開いて一般の意見を求めることができる。

第四十五条 何人も、 この法律の規定に違反する事実があると思料するときは、 公正取引委員会に対し、 その事実を報告し、 適当な措置をとるべ

きことを求めることができる。

3 2 第一項の規定による報告が、 前項に規定する報告があつたときは、 公正取引委員会規則で定めるところにより、 公正取引委員会は、 事件について必要な調査をしなければならない 書面で具体的な事実を摘示してされた場合において、 当該報告に係

る事件について、 適当な措置をとり、 又は措置をとらないこととしたときは、 公正取引委員会は、 速やかに、 その旨を当該報告をした者に通 知

しなければならない。

4 公正取引委員会は、 この法律の規定に違反する事実又は独占的状態に該当する事実があると思料するときは、 職権をもつて適当な措置をとる

ことができる。

第四十七条 公正取引委員会は、 事件について必要な調査をするため、 次に掲げる処分をすることができる。

事件関係人又は参考人に出頭を命じて審尋し、 又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

一 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

三 帳簿書類その他の物件の所持者に対し、 当該物件の提出を命じ、 又は提出物件を留めて置くこと。

兀 事 件関 「係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、 業務及び財産の状況、 帳簿書類その他 の物件を検査すること。

2 公正取引委員会が相当と認めるときは、 政令で定めるところにより、 公正取引委員会の職員を審査官に指定し、 前項の処分をさせることがで

きる。

3 前項 の規定により職員に立入検査をさせる場合においては、 これに身分を示す証明書を携帯させ、 関係者に提示させなければならない。

4 第 項 の規定による処分の権限は、 犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十八条 たときは、処分をした年月日及びその結果を明らかにしておかなければならない。 公正取引委員会は、 事件について必要な調査をしたときは、 その要旨を調書に記載し、 カュ つ、 特に前条第 項に規定する処分があ

第四十九条 には、 法令の適用を示し、 第三項、 違反行為を排除し、又は違反行為が排除されたことを確保するために必要な措置並びに公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する 第十七条の二又は第二十条第一項の規定による命令 第七条第一項若しくは第二項 委員長及び第六十九条第一項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない。 (第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。)、 (以 下 「排除措置命令」という。)は、 文書によつてこれを行い、 第八条の二第一項若しくは 排除措置命令書

- 2 排除措置命令は、 その名あて人に排除措置命令書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。
- 3 証 .拠を提出する機会を付与しなければならない。 公正取引委員会は 排除措置命令をしようとするときは、 当該排除措置命令の名あて人となるべき者に対し、 あらかじめ、 意見を述べ、
- 4 任することができる は 排除 公正取引委員会の承認を得た適当な者に限る。 措置命令の名あて人となるべき者は、 前項の規定により意見を述べ、 第五十二条第一項、 第五十七条、 又は証拠を提出するに当たつては、 第五十九条、 第六十条及び第六十三条において同じ。 代理人(弁護士、 弁護士法人又 を選
- (5) ができる期限までに相当な期間をおいて、 公正取引委員会は、 第三項 の規定による意見を述べ、 排除措置命令の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 及び証拠を提出する機会を付与するときは、その意見を述べ、 及び証拠を提出すること
- 予定される排除措置命令の内容
- 二 公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用
- 6 三 公正取引委員会に対し、 前二号に掲げる事項について、 意見を述べ、及び証拠を提出することができる旨並びにその期
- その他この期間内に審判を請求しなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、 排除措置命令に不服がある者は、 公正 取引委員会に対し、 当該排除措置命令について、 公正取引委員会規則で定めるところにより、 審判を請求することができる。 排除措置命令書の謄本の送達があつた日から六十日以内 その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内)
- 7 前項に規定する期間内に同 項の規定による請求がなかつたときは、 排除措置命令は、 確定する。

第五十条 びその + 条の六までの規定による命令(以下 計算 第七条の二第一 の基 礎 課 徴金に係る違反行為並びに 項 (同 条第二項及び第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。 「納付命令」 納期限を記 という。 載し、 は、 委員長及び第六十九条第一 文書によつてこれを行い、 課徴 項の規定による合議に出席した委員がこれに記 金納付命令書には、 若しくは第四項又は第二十条の二か 納付すべき課徴 金 ら第二 0) 額 名 及

2 納付命令は、 その名あて人に課徴金納付命令書の謄本を送達することによつて、 その効力を生ずる。

印しなければならない

- 3 第一項 0 課徴 金の 納期限 は、 課 徴金 納付命令書の謄本を発する日から三月を経過した日とする。
- 4 他この期 納 公正取引委員会に対し、 付命令に不服がある者は、 間 内に審判を請求しなかつたことについてやむを得ない理 当該納付命令について、 公正 取引委員会規則で定めるところにより、 審判を請求することができる。 一由があるときは、 課徴 .金納付命令書の謄本の送達があつた日から六十日以内 その理由 がやんだ日 の翌日から起算して一 週 間 以内) (天災そ
- (5) 前 頃に規定する期間内に同項の規定による請求が なかつたときは、 納付命令は、 確定する
- 6 徴 る 金 0 前条第三項から第五項までの規定は、 の は 計算 納 の基礎及びその課徴金に係る違 付を命じようとする課徴金の 額 納付命令につい 反行為」 と 同項第二号中 と読み替えるものとする て準用する。 「公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用」 この場合に おい て、 同 項 第 号中 「予定される排除措置 命令 とあるのは の内 容 とあ 課

第五十一条 た額に変更しなければならない。 取引委員会は、 公正取引委員会が納付命令を行つた後 第七条の二第一 審決で、 当該納付命令に係る課徴金の額を、 項 (同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。 ただし、 この限 司 当該納付命令に 事件に つい て、 係る課 当該 その額から当該裁判において命じられた罰 徴金 納付命令を受けた者に対 一の額 が当該罰金額の二分の 次項及び第三項において同じ。 Ĺ 罰 一に相当する金額を超えないとき、 金 の刑に処する確定裁判があ 金額の二分の一に相当する金額を控 又は第四 つたときは、 の規定により 又は当該変 公正 除

2 前 項ただし 書 の場合においては、 公正取引委員会は、 審決で、 当該第七条の二第一 項又は第四項の規定による納付命令を取り消さなけ れ ば な

らな

更

父後の

額が百万円

未満となるときは、

いりでな

- 3 会は、 する金額を控除した額に変更するものとする。 第一 項又は第四 項本文の場合において、 第一項本文の規定にかかわらず、 項の規定による納付命令に係る課徴金 当該第七条の二第一 当該同条第一項又は第四 項又は第四項の規定による納付命令に係る審判手続が終了していないときは、 の額を当該審判手続を経て決定された額から第一項本文に規定する罰金額の二分 項 の規定による納付命令に係る審判の請求に対する審決において、 公正取 当該同 0) こ 引 委員 相当 条第
- 4 金を除く。 公正取引委員会は、) で、 還付すべきものがあるときは、 前三項の場合において、 変更又は取消 遅滞なく、 金銭で還 し前の納付命令に基づき既に納付された金額 付し なけ れ ばならな (第七十条の九第三項に規定する延滞

第五十二条 第四十九条第六項又は第五十条第四項の規定による審判の請求 (以 下 「審判請求」 という。 をする者は、 次に掲げる事項を記載

| 審判請求をする者及びその代理人の氏名又は名称及び住所又は居所

た請求書を公正取引委員会に提出しなけ

れば

なら

ない

- 一 審判請求に係る命令
- 三 審判請求の趣旨及び理由

が

明らかにされていなければならない。

- 2 という。)に対する主張 前 排除措置命令又は納付命令 項第三号に規定する趣旨は、 (排除措置命令にあつてはその原因となる事実に対する主張、 (第五 命令の取消し又は変更を求める範囲を明らかにするように記載するものとし、 項、 第五十八条、 第五十九条第一項、 第六十六条第三項及び第四項並びに第七十条の八において 納付命令にあつては課徴金の計算の基礎に対する主張 同号に規定する理由においては
- 3 に 審判請 ついて審判手続を開始しなければならない。 求があった場合に おいては、 公正取引委員会は、 第六十六条第一 項の規定に該当する場合を除き、 遅滞 なく、 当該審判請求に係る命令
- 4 審判 請求は、 当該審判請求に係る命令についての最終 の審判 . の期 日までは、 V つでも、 書面により取り下げることができる。
- (5) 第五十五条第三項の規定により審判手続が開始された後、 前項の取下げがあつたときは、 原処分は、 確定する。

第五十三条 独占的状態があると認める場合 (第八条の四第一 項ただし書に規定する場合を除く。 第六十七条第一項において同じ。 におい

2 事 ,件を審判手続に付することが 公正取引委員会は 前項の規定により審判手続を開始しようとするときは、 公共の利益に適合すると認めるときは、 公正取引委員会は、 当該事業者の営む事業に係る主務大臣に協議しなければならない。 当該事件について審判手続を開始することができる。

第五十四条 公正 取引委員会は、 排除措置命令に係る審判請求があ つた場合において必要と認めるときは、 当該排除措置命令の全部又は 部 の執

行を停止することができる

2 あ ると認めるときは、 前項の規定により執行を停止した場合において、 公正取引委員会は、 当該執行の停止を取り消すものとする 当該 執行 の停止により市場における競争の確保が困難となるおそれがあるときその他 !必要が

第五十五条 公正取引委員会は、 第五十二条第三項の規定により審判手続を開始するときは、 審判請求をした者に対し、 その旨を記載した審判開

通

知書を送付しなければならない。

2 る措置の 第五十三条第一項の規定による審判開始決定は、 名あて人の氏名又は名称を記載し、 カュ つ、 文書によつてこれを行い、 委員長及び決定の議決に参 かした委員がこれに記名押印しなければならな 審判開始決定書には、 事件の要旨及び第八条の四第 項に規定す

3 審判手続は、 第一 項の審判請求をした者に審判開始通知書を送付し、 又は前項の名あて人に審判開始決定書の謄本を送達することにより、 開

始する。

4 第一項の審判請求をした者又は第二項の名あて人(以下 「被審人」という。)には、 審判の期日に出頭すべき旨を命じなければならない。

(5) 審人の同意を得たときは、 審 判 の期 、日は、 審判開始通知書を発した日又は審判開始決定書の謄本を発した日から三十日後に、これを定めなければならない。 この限りでない ただし 被

6 第二項に規定する審判開始決定書の謄本の送達を受けた者は、これに対する答弁書を遅滞なく公正取引委員会に提出しなければならない。

第五十六条 規定による調 1 て同じ。 公正 **(**) ||査の嘱託及び第四十七条第一項各号に掲げる処分の 全部又は一 取引委員会は、 部を行わせることができる。 審判手 ・続を開: 始した後、 事件ごとに審判官を指定し、 ただし、 ほか、 当該事件について審査官の職務を行つたことのある者その他当該事件 その後の審判手続 公正取引委員会規則で定めるところにより、 (審決を除く。 次項、 第六十三条及び第六十四 第四 の審査に + 一条にお \mathcal{O}

関与したことのある者については、指定することができない。

2 るところにより、 前 項 の規定により指定され 同項の規定に基づき公正取引委員会が行わせることとした審判手続に係る事務を指揮するものとする。 た審判官 (複数の者が指定された場合にあつては、 そのうち指名された一人の者) は、 公正取引委員会規則で定め

第五十七条 ことができる。 公正取引委員会又は審判官は、 被審人又はその代理人が、 正当な理由がなく、 審判の期日に出頭しないときにおいても、 審判を行う

第五十八条 であること(当該審判が第八条の四第一項に係る事件についての審判である場合にあ 第四十七条第二項の規定により指定された審査官は、 審判に立ち会い、 原処分の原因となる事実及び法令の適用 つては、 独占的状態に該当する事実) に 並びに原処 っい て主 分が 張 相 証

拠

の申出その他

「必要な行為をすることができる。

2 合にあっては、 審査官は、 れを主張することができる。 前 独占的: 項の場合において、 状態に該当する事実) ただし、 原処分の原因となる事実及び法令の適用 被審人の利益を害することとなる場合は、 について変更 (公正取引委員会規則で定める範囲 (当該審判が第八条の四第一 この限りでない。 のも のに限る。 項に係る事件についての審判である場 の必要があると認めるときは

第五十九条 命じ、 査し、 に質問することができる。 うとする措置が不当である理由を述べ、 若しくは調査を嘱託することを求め、 帳簿書類その他 被審人又はその代理人は、 この物件 の所持者に対し当該物件 審判に際して、 かつ、 又は公正取引委員会が出頭を命じた参考人若しくは鑑定人を審尋し、 これを立証する資料を提出し、 公正取引委員会が当該事件についてした原処分又は第八条の四第一項の規定により命じよ の提出を命じ、 必要な場所に立ち入つて業務及び財産の状況、 公正取引委員会に対し、 必要な参考人を審尋し、 若しくは調査を嘱託された者 帳簿書類 その 鑑定人に鑑定 他 の物件を検

該認定に係る部分に限る。 項 において同じ。 納付命令に係る審判手続におい 又はその代理人は、 0 不存在を主張することができな て、 被審人 次の各号のいずれかに該当する場合には、 (第八条第一号又は第二号の規 定に違反する行為をした事業者団 当該納付命令に係る違反行為 体の (第三号の場合にあつては 構成事業者を除 以下この 当

2

- 第四十九条第七項の規定により納付命令に係る違反行為についての排除措置命令 (当該納付命令を受けた者と同一の者に対するものに限る。
- が確定したとき
- 被審人又はその代理人が納付命令に係る違反行為についての排除措置命令について、 審判請求を取り下げたとき
- 三 納付命令に係る違反行為についての排除措置命令に係る審決において、 当該違反行為の全部又は一部が認定されたとき。

第六十条 公正取引委員会又は審判官は、 審査官又は被審人若しくはその代理人から申出のあつた証拠を採用しないときは、 その理由を示さなけ

ればならない。

第六十一条 審判は、 これを公開しなければならない。 ただし、 事業者の事業上の秘密を保 つため必要があると認めるとき、 又は公益上必要が あ

ると認めるときは、 これを公開しないことができる。

2 審判においては、 公正取引委員会規則で定めるところにより、 調書を作成しなければならない。

第六十二条 刑事訴訟法 (昭和二十三年法律第百三十一号)第百四十三条から第百四十七条まで、 第百四十九条、 第百五十四条から第百五十六条

公正取引委員会又は審判官が、

審判に際して、

参考人を審尋し、

又は鑑定人に鑑定を命ずる手

続について、これを準用する

まで、

第百六十五条及び第百六十六条の規定は、

2 前項の場合において、 「裁判所」とあるのは「公正取引委員会又は審判官」 ٢, 「証人」とあるのは 「参考人」 と 「尋問」 とあるのは 審

尋 と 「被告人」とあるのは 「被審人」とそれぞれ読み替えるものとする

第六十三条 人の申出があるときは、 納付命令に係る審判手続が開始された場合において、 公正取引委員会は、第五十六条第一項の規定により審判官に審判手続の全部又は一部を行わせた場合において、 これらの者が直接公正取引委員会に対し陳述する機会を与えなければならない。 当該納付命令に係る違反行為についての排除措置命令に係る審決において当該違反行為 ただし、 第五十二条第三項の規 被審人又はその代理 沈定によ

が認定されているときは、 この限りでない。 ŋ

第六十四 公正取引委員会又は審判官は、 適当と認めるときは、 職権で、 審判手続を併合し、 又は分離することができる。

第六十五条 と認めたときは、 カゝ 始決定書記載の事実及び法律の適用を認めて、 独占的状態に係る商品又は役務について競争を回復させるために自らとるべき具体的措置に関する計画書を提出した場合において、 公正 取引委員会は、 その後の審判手続を経ないで当該計画書記載の具体的措置と同趣旨の審決をすることができる 第八条の四 第一 公正取引委員会に対し、 項に係る事件について第五十三条第一項の規定により審判開始決定をした後、 その後の審判手続を経ないで審決を受ける旨を文書をもつて申 被審・ 適当

第六十六条 審判 請求が法定の期間経過後にされたも のであるときその他 不適法であるときは、 公正取引委員会は、 審決で、 当該審判請求を却 下

2 審判請求 が理 由 がないときは、 公正取引委員会は、 審判手続を経た後、 審決で、 当該審判請求を棄却する

3 審判 請求が 理 由があるときは、 公正取引委員会は、 審判手続を経た後、 審決で、 原処分の全部又は一 部を取り消 Ļ 又はこれを変更する。

4 条第一項若しくは第二項、 第十六条第一項、 公正取引委員会は、 第十七条又は第十九条の規定に違反する行為があり、 前項の規定により原処分の全部又は 第十条第一項、 第十一条第一項、 部を取り消す場合において、 第十三条 第十四条、 かつ、 当該原処分の時において既に当該行為がなくなつていると認め 第十五条第一項、 当該原処分の時までに第三条、 第十五条の二第一 項、 第六条、 第十五条の三第 第八条、 第九 一項

公正取引委員会は、 審判手続を経た後、 独占的状態があると認める場合には、 審決で、被審人に対し、 第八条の四第 一項に規定する

措置を命じなければならない。

るときは、

審決で、

その旨を明らかにしなければならない。

2

12 つて第八条の四第一項ただし書に該当すると認める場合には、 独占的状態に該当する事実があり、 公正取引委員会は、 審判手続を経た後、 か つ、 審判開 既に独占的状態に該当する事実がなくなつていると認める場合又は独占的状態に該当する事実があ 始決定の時までに独占的状態に該当する事実がなかつたと認める場合、 審決で、 その旨を明らかにしなければならない 審判開 始 決定 の時 まで

第六十八条 第六十六条第二項から第四項まで及び前条の規定による審決においては、 被審人が争わない事実及び公知の事実を除き、 審判手続に

第六十九条 排除措置命令、 納付命令及び審決は、委員長及び委員の合議によらなければならない

おいて取り調べた証拠によつて事実を認定しなければならない。

- 2 第三十四条第一 項、 第二項及び第四項の規定は、 前項の合議にこれを準用する。
- 3 第八条の四第一項の措置を命ずる審決をするには、 前項において準用する第三十四条第二項の規定にかかわらず、三人以上の意見が一致しな

第七十条 公正取引委員会の合議は、これを公開しない。

け

ればならない。

第七十条の二 る第六十六条第三項の審決にあつては、 審決は、 文書によつてこれを行い、 課徴金の計算の基礎を示し、 審決書には、 公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用 委員長及び合議に出席した委員がこれに署名押印しなければならない。 並びに納付命令に係

- ② 審決書には、少数意見を付記することができる。
- 3 審決は、 被審人その他その名あて人に審決書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。
- 4 第八条の四第一項の措置を命ずる審決は、 確定しなければ執行することができない。

第七十条の三 せることができる。 公正取引委員会は、必要があると認めるときは、 ただし、 あらかじめ被審人及び当該第三者を審尋しなけ 職権で、 審決の結果について関係のある第三者を当事者として審判手続に参加さ ればならない

第七十条の四 関係のある公務所又は公共的な団体は、 公益上必要があると認めるときは、 公正取引委員会の承認を得て、 当事者として審判手続

に参加することができる。

第七十条の 五. 関係のある公務所又は公共的な団体は、 公共の利益を保護するため、 公正取引委員会に対して意見を述べることができる。

第七十条の六 でその執行を免れることができる。 第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。 公正取引委員会が排除措置命令をしたときは、 次条第一項及び第七十条の十四において同じ。 被審人は、 裁判 所の定める保証 金又は有価証券 を供託して、 (社債、 当該排除措置命令が確定するま 株式等の振

2 前項の規定による裁判は、 非訟事件手続法 (平成二十三年法律第五十一号) により、これを行う。

第七十条の七 申立てにより、 被審人が、 供託に係る保証金又は有価 前条第一 項の規定により供託をした場合におい 証券の全部又は一部を没取することができる。 て、 当該排除措置命令が確定したときは、 裁判所は、 公正取引委員会の

② 前条第二項の規定は、前項の規定による裁判に、これを準用する。

第七十条の八 どうかを確かめるために必要な処分をし、 後においても、 第一項から第三項までの審決 公正取引委員会は、 特に必要があるときは、 (原処分の全部を取り消 排除措置命令 第四十七条の規定により、 又はその職員をして処分をさせることができる。 (第四十九条第七項又は第五十二条第五項の規定により確定したものに限る。) 又は第六十六条 す審決を除く。 これらの命令又は審決において命じ、又は維持した措置が講じられているか)若しくは第六十五条若しくは第六十七条第一項の規定による審決をした

第七十条の九 ば ならない。 公正取引委員会は、 課徴金をその納期限までに納付しない者があるときは、 督促状により期限を指定してその納付を督促しなけれ

2 合を除き、 次 (項において同じ。 前項の規定にかか 速やかに督促状により期限を指定して当該納付命令に係る課徴金及び次項の規定による延滞金があるときはその延滞金 わらず、 は、 公正取引委員会は、 納付命令について審判請求がされたとき 当該審判請求に対する審決をした後、 (第六十六条第一 同条第三項の規定により当該納付命令の全部 項の規定により当該審判請 求が却下さ れた場合を除く。 一の納 を取り消 付を督促 す場

しなけ 付されたときは、 れば ならない。 この限りでない。 ただし、 当該納付命令に ついての審判 請求に対する審決書の謄本が送達された日までに当該課徴金及び延滞 金の 全部 が 納

- 3 達 額につき年十四・ 0 額が千円未満であるときは、 の日までは年七・二五パーセントを超えない範囲内において政令で定める割合) 公正取引委員会は、 五パー 課徴金をその納期限までに納付しない者があるときは、 セントの この限りでない。 割合 (当該課徴 金に係る納 付命令について審判請求がされたときは、 納期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ、 で計算した延滞金を徴収することができる。 当該審判請求に対する審決書の ただし、 当該課 謄 延滞金 本の送 徴 金 \mathcal{O}
- 4 前項の規定により計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、 その端数は、 切り捨てる。
- (5) 滞 納処 公正取引委員会は、 分のの 例により、 これを徴収することができる 第一項又は第二項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、 国税
- 6 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、 国税及び地方税に次ぐものとし、 その時効については、 国税の例による。

第七十条の十 項に規定する場合を除く。) 付を命じた場合において、これらの規定による納付命令に基づき既に納付された金額で、 項 (同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。) 公正取引委員会は、 は、 遅滞なく、 第七条の二第二十五項 金銭で還付しなければならない。 (第二十条の七において読み替えて準用する場合を含む。 若しくは第四項又は第二十条の二から第二十条の六までの規定による課徴 還付すべきものがあるとき(第五十一条第四 の規定により第七 項 文は の二第 金 一の納 次

- 2 付された金額で、 公正取引委員会は、 還付すべきものがあるときは、 第六十六条第三項の規定により納付命令の全部又は一部を取り消した場合において、 遅滞 なく、 金銭で還付しなけ ればならな 取消し前 の納付命令に基づき既に納
- 3 額を還付する場合には当該金額の納付があつた日の翌日から、 年七・二五パーセントを超えない 公正取引委員会は、 第一項 の金額を還付する場合には当該金額の納付があ 範囲内に おいて政令で定める割合を乗じて計算した金額をその還付すべき金額に加算しなければならない。 それぞれその還 つた日の翌日から起算して一月を経過する日の翌日から、 一付のための支払決定をした日までの期間の日 数に応じ、 その金額 前 項 の金
- 4 前条第三項ただし書及び第四項の規定は、 前 項の規定により加算する金額について準用する。

第七十条の十一 決でこれを却下しなければならない。 公正取引委員会は、 第十一条第一 項又は第二項 の認 可の申請があつた場合にお いて、 当該申請を理由がな いと認めるときは、 審

2 第四十五条第二項の規定は、 前 項の 認可 の申 -請があ つた場合に、これを準用する。

第七十条の十二 公正取引委員会は、 第十一条第一項又は第二項の認可をした場合において、 その認可の要件である事実が消滅し、 又は変更した

と認めるときは、 審判手続を経て、 審決でこれを取り消 Ļ 又は変更することができる。 この場合において、 公正取引委員会は 職 権 で審 判

続を開始することができる。

2 公正取引委員会は、 経済事情の変化その他の事由により、 排除措置命令又は第六十五条若しくは第六十七条第一項の規定による審決を維 持す

ることが不適当であると認めるときは、 審決でこれを取 り消 Ļ 又は変更することができる。 ただし、 被審人の利益を害することとなる場合は

この限りでない。

第七十条の十三 裁判 所は、 緊急の必要があると認めるときは、 公正取引委員会の申立てにより、 第三条、 第六条、 第八条、 第九条第一 項若しく

は 第二項、 第十条第一項、 第十一条第一項、 第十三条、 第十四条、 第十五条第一 項、 第十五条の二第一項、 第十五条の三第一 項、 第十六条第

項、 第十七条又は第十九条の規定に違反する疑いのある行為をしている者に対し、 当該行為、 議決権の行使若しくは会社の役員 の業務 の執 行を

時停止すべきことを命じ、 又はその命令を取り消 Ļ 若しくは変更することができる。

② 第七十条の六第二項の規定は、前項の規定による裁判に、これを準用する。

第七十条の十四 前条第一 項の規定による裁判については、 裁判所の定める保証金又は有価証券を供託して、 その執行を免かれることができる。

2 第七十条の Ł の規定は、 前 項の規定による供託に係る保証金又は 有価 証券の没取にこれを準用する。

第七十条の十五 利害関係人は、 公正 取引委員会に対し、 審判手続が開 始された後、 事件記録 の閲覧若しくは謄写又は排除措置命令書 課 徴 金

納

付命令書、 審判開始決定書若しくは審決書の謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。 この場合において、 公正取引委員会は 第三者 \mathcal{O}

利益を害するおそれがあると認めるときその他 正当な理 由があるときでなければ、 事件記録の閲覧又は謄写を拒むことができな

2 公正取引委員会は 前項の規定により謄写をさせる場合において、 謄写した事件記録の使用目的を制限し、 その他適当と認める条件を付する

ことができる。

第七十条の十六 送達すべき書類は、 この法律に規定するもののほか、 公正取引委員会規則で定める

第七十条の十七 八条中 条及び第百九条の規定を準用する。 「裁判長」 書類の送達については、 とあり、 及び同法第百九条中 この場合において、 民事訴訟法 「裁判所」 (平成八年法律第百九号) 第九十九条、 同法第九十九条第一項中 とあるのは 「公正取引委員会」 「執行官」 と読み替えるものとする とあるのは 第百一条、 第百三条、 「公正取引委員会の職員」 第百五条、 第百六条、 と 同法第百 第百 八

第七十条の十八 公正取引委員会は、 次に掲げる場合には、 公示送達をすることができる。

一~三 (略)

3~4 (略)

第七十条の十九 る表示をしないときは、 技術の利用に関する法律第四条第一項 あつて、この法律又は公正取引委員会規則の規定により書類の送達により行うこととしているものについては、 行政手続等における情報通信 電子情報処理組織 の規定にかかわらず、 (同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。) を使用して行うことができ の技術の利用に関する法律 当該処分通 知等の相手方が送達を受ける旨の公正取引委員会規則で定める方式によ (平成十四年法律第百五十一号) 第二条第七号に規定する処分通 行政手続等における情報 知等で 通信 0

用して公正取引委員会の使用に係る電子計算機 替えて準用する民事訴訟法第百九条の規定による送達に関する事項を記載した書面 公正取引委員会の職員が前項に規定する処分通知等に関する事務を電子情 (入出力装置を含む。 に備えられたファイルに記録しなければならない 報処理組織を使用して行つたときは、 の作成及び提出に代えて、 当該事項を電子情報処理組織を使 第七十条の十七にお

2

ない。

第七十条の二十 この法律に定めるものを除くほか、 第一項の供託に関し必要な事項は、 公正取引委員会の調査及び審判に関する手続その他事件の処理並びに第七十条の六第一項及 政令で定める。

び

第七十条の十四

第七十条の二十一 定による審決その他 については、行政手続法 公正取引委員会がする排除措置命令、 この処分 (平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、 (第四十七条第二項の規定によつて審査官がする処分及び第五十六条第一項の規定によつて審判官がする処分を含む。 納付命令及び第七十条の十一第一項に規定する認可の申請に係る処分並びにこの節 適用しない。 の規

第七十条の二十二 六十号)による不服申立てをすることができない。 つて審査官がした処分及び第五十六条第一項の規定によつて審判官がした処分を含む。)については、 公正取引委員会がした排除措置命令及び納付命令並びにこの節の規定による審決その他の処分 行政不服審查法 (第四十七条第二項の規定によ (昭和三十七年法律第百

第七十三条 公正取引委員会は、 第五十三条第一項の規定により審判手続を開始しようとするときは、 公聴会を開いて一般の意見を求めなければ

ならない。

2 第七十四条 公正取引委員会は、 公正取引委員会は、第十二章に規定する手続による調査により犯則の心証を得たときは、 前項に定めるもののほか、 この法律の規 定に違 反する犯罪があると思料するときは、 検事総長に告発しなければならない。 検事総長に告発しなけ ればならない。

3

前二項

の規定による告発に係る事件について公訴を提起しない処分をしたときは、

検事総長は、

遅滞なく、

法務大臣を経由して、

その旨及び

その

理由を、

文書をもつて内閣総理大臣に報告しなけ

ればならない

第七十五条 定人は、 政令で定めるところにより、 第四十七条第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項又は第五十六条第一項の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑 旅費及び手当を請求することができる

第七十六条 定めることができる。 公正取引委員会は、その内部規律、 事件の処理手続及び届出、 認可又は承認の申請その他の事項に関する必要な手続について規則を

2 されること等当該手続の適正 前 「項の規定により事件の処理手続について規則を定めるに当たつては、 の確保が図られるよう留意しなければならない 被審人が自己の主張を陳述し、 及び立証するための機会が十分に確保

第七十七条 公正取引委員会の審決の取消しの訴えは、 審決がその効力を生じた日から三十日 (第八条の四第一項の措置を命ずる審決については

② 前項の期間は、不変期間とする。

三月)以内に提起しなければならない。

3 審判請求をすることができる事項に関する訴えは、審決に対するものでなければ、 提起することができない。

第七十八条 公正取引委員会の審決に係る行政事件訴訟法 (昭和三十七年法律第百三十九号) 第三条第一項に規定する抗告訴訟については、 公正

取引委員会を被告とする

第七十九条 書及び審判調書その他裁判上証拠となるべき一切のものを含む。)の送付を求めなければならない。 訴えの提起があつたときは、 裁判所は、 遅滞なく公正取引委員会に対し、 当該事件の記録 (事件関係人、参考人又は鑑定人の審尋調

第八十条 所を拘束する 第七十七条第一項に規定する訴訟については、 公正取引委員会の認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときには、 裁判

② 前項に規定する実質的な証拠の有無は、裁判所がこれを判断するものとする。

第八十一条 当事者は、 裁判所に対し、 当該事件に関係のある新しい証拠の申出をすることができる。 ただし、 公正取引委員会が認定した事実に

関する証拠の申出は、 次の各号の一に該当することを理由とするものであることを要する。

- 一 公正取引委員会が、正当な理由がなくて、当該証拠を採用しなかつた場合
- 2 前 「項ただし書に規定する証拠の申出については、 公正取引委員会の審判に際して当該証拠を提出することができず、 当事者において、 同項各号の一に該当する事実を明らかにしなければならない。 かつ、これを提出できなかつたことについて重大な過失がなかつた場合
- 3 当該事件を差し戻し、 裁判所は、 第一項ただし書に規定する証拠の申出に理由があり、 当該証拠を取り調べた上適当な措置をとるべきことを命じなければならない。 当該証拠を取り調べる必要があると認めるときは、 公正取引委員会に対し、

第八十二条 裁判所は、 公正取引委員会の審決が、 次の各号のいずれかに該当する場合には、これを取り消すことができる。

- 一 審決の基礎となつた事実を立証する実質的な証拠がない場合
- 二 審決が憲法その他の法令に違反する場合
- 2 対する審決をしなければならない。 公正取引委員会は、 審決(第六十六条の規定によるものに限る。 の取消しの判決が確定したときは、 判決の趣旨に従い、 改めて審判請求に

第八十三条 さらに審判をさせる必要があると認めるときは、その理由を示して事件を公正取引委員会に差し戻すことができる。 裁判所は、 公正取引委員会の審決 (第六十七条及び第七十条の十二第一項の規定によるものに限る。)を取り消すべき場合において

第八十三条の二 0 担保を立てるべきことを原告に命ずることができる。 第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴えが提起されたときは、 裁判所は、 被告の申立てにより、 決定で、 相当

② (略)

ものとする

第八十三条の三 裁判所は、 第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴えが提起されたときは、 その旨を公正取引委員会に通知する

② • ③

略

第八十三条の四 侵害行為について立証するため必要な書類の提出を命ずることができる。 な理由があるときは、この限りでない。 裁判所は、 第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴訟においては、 ただし、 その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当 当事者の申立てにより、 当事者に対し、

- 2 ることができる。この場合においては、 裁判所は、 前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、 何人も、 その提示された書類の開示を求めることができない。 書類の所持者にその提示をさせ
- 3 裁判所は、 前項の場合において、 第一項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くこ

とが必要であると認めるときは、)、使用人その他の従業者をいう。 当事者等 次条第一項において同じ。)、 (当事者 (法人である場合にあつては、 訴訟代理人又は補佐人に対し、 その代表者) 又は当事者の代理人 当該書類を開示することができる。 (訴訟代理人及び補佐人を

4 前三項の規定は、 第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴訟における当該侵害行為について立証するため必要な検証の目的 \mathcal{O}

提示について準用する。

第八十三条の五 以外の目的で使用し、 つき疎明があった場合には、 (平成五年法律第四十七号)第二条第六項に規定する営業秘密をいう。 裁判所は、 又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。 第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴訟において、その当事者が保有する営業秘密 当事者の申立てにより、 決定で、 当事者等、 訴訟代理人又は補佐人に対し、 以下同じ。)について、次に掲げる事由のいずれにも該当することに 当該営業秘密を当該訴 訟の追行の目的 (不正競争防

だし、その申立ての時までに当事者等、 示以外の方法により当該営業秘密を取得し、 訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開 又は保有していた場合は、この限りでない。

るべき証拠 既に提出され、 (前条第三項の規定により開示された書類を含む。 若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、 の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。 又は既に取り調べられ、 若しくは取 り調 5 れ

前号の営業秘密が当該訴訟の追行 の目的以外の目的で使用され、 又は当該営業秘密が開示されることにより、 当該営業秘密に基づく当事者

の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止 するため当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること

- 2 前 項 の規定による命令(以下 「秘密保持命令」という。)の申立ては、 次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 秘密保持命令を受けるべき者
- 二 秘密保持命令の対象となるべき営業秘密を特定するに足りる事実
- 三 前項各号に掲げる事由に該当する事実
- 3 秘密保持命令が発せられた場合には、 その決定書を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならな
- 4 秘密保持命令は、 秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達がされた時から、 効力を生ずる
- (5) 秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しては、 即時抗告をすることができる。

第八十三条の六 持 にあつては、 命令の が取消し 秘密保持命令を発した裁判所)に対し、 秘密保持命令の申立てをした者又は秘密保持命令を受けた者は、 の申立てをすることができる。 前条第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至つたことを理由として、 訴訟記録の存する裁判所 (訴訟記録の存する裁判所がな 秘密保 い場合

- 2 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があつた場合には、 その決定書をその申立てをした者及び相手方に送達しなければならな
- 3 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判に対しては、 即時抗告をすることができる。
- ④ 秘密保持命令を取り消す裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- (5) 発 せら 裁判所は、 れた訴 訟に 秘密保持命令を取り消す裁判をした場合において、 おいて当該営業秘密に係る秘密保持命令を受けている者があるときは、 秘密保持命令の取消しの申立てをした者又は相手方以外に当該秘密保持命令が その者に対し、 直ちに、 秘密保持命令を取 り消 す 裁判

をした旨を通知しなければならない。

第八十三条の七 が当該訴訟に 十二条第一 項の決定があつた場合において、 おいて秘密保持命令を受けていない者であるときは、 秘密保持命令が発せられた訴 当事者から同項に規定する秘密記載部分の閲覧等の請求があ 訟 (すべての秘密保 持命令が取り消された訴訟を除く。 裁判所書記官は、 同項の申立てをした当事者 に係る訴訟記 ŋ, カュ つ、 (その請求をした者を除く。 その請求の手続を行つた者 録につき、 民事訴 訟法第-第 九

三項 E おいて同じ。 に対 Ļ その請 求後 直ちに、 その 請 求 が あ つた旨を 通 知 L なけ れ ば なら な

- 2 秘 持 命令の 密記 前 項 載部 の場 申立てがその 分の 合において、 閲覧等をさせてはならない。 日までにされた場合にあ 裁判 所書記官は、 同 項 つて 0) 請求が は その あ った 申 立てに 日 カゝ た二週 0 1 ての 間 を経過 裁判 が確定するまでの間) する日までの間 (その請求の手続を行つた者に対する秘) その請 求の手続を行つた者に同項 密 保
- 3 事 前 ロのすべ 項 の規定は、 ての 同意があるときは、 第一 項の請求をした者に同 適用 な 項 \mathcal{O} 秘 密記載部 分の閲覧等をさせることについて民事訴訟法第九十二条第 項の 申立てをし

第八十 ·四条 た損 第二十五 害の 額について、 条の規定による損害賠 意見を求めることが 償に関する訴えが提起され できる。 たときは、 裁判所 は、 公正 取引委員会に対し、 同条に規定する違 反行

2 前 項 の規定は、 第二十五条の規定による損害賠償 の請 求が、 相 殺 のために裁判上 主張された場合に、 これを準用する。

よつて生じ

者

L

第八十 る 裁判所が管轄権を有 应 1条の二 第二十 ·四 条 する場合には、 の規定による侵害の停 それぞれ当該各号に定める裁判所にも、 止 一又は予 防に関 する訴えに うい その訴えを提起することができる。 て、 民事訴 訟法第四 条及び第五 条 の規 定により次 の各号に

福 岡地方 東京高等裁判 裁判 所、 所 仙 の管轄区域内に 台地方裁判 所、 所在する地 札幌地. 方裁判 方裁判 所又は 所 (東京地 高 松地 方裁判所 方裁判所 を除く。 東京地方 裁判 大阪地方裁判 所 所、 名古屋地方裁判 所、 広島: 地方裁判 所

大阪高等 裁判 所の管 1轄区 域内に所在する地方裁判 所 (大阪 地 方裁判 所を除く。 東京地方裁判 所又は大阪 地 方裁判

三 名古屋 高等裁判 所 の管轄区域 万内に 所在 する地・ 方裁判 所 (名古屋 地方裁判所を除く。 東京地方裁判所又は 2名古屋: 地方裁判 所

兀 広島高等裁判 所 の管轄区域内に所在する地 方裁判 所 (広島地 方裁判所 を除く。 東京地方裁判所又は広島 地 方裁判 所

Ŧī. 福 岡 高等 裁判所 0 管 轄区 国域内に 所在する地 方裁 判 所 (福 岡 地 方裁 判所 を除 東京地方裁判 所又は 福岡 地 方 裁

六 仙 台高等 裁判 所 0 管 轄区 一域内に 所在する地 方裁 判 所 (仙台地 方 裁判 所を除く。 東京地 方裁判 所又は 仙 台地方 裁 判 判 所 所

札 幌 高等 裁判 所 0 管 轄区域内に 所在する地 方 裁 判 所 礼 幌 地 方裁 判 所を除く。 東京 地 方裁 判 所 又は 札 幌地 方 裁 判 所

松高 等裁 判 所 0 管 轄 区 域 内に 所 在 する地 方裁判 所 (高 松地 方裁 判 所を除く。 東京 地方裁判 所 又は 高 松地 方裁判 所

八

高

七

2

(略)

第八十四条の四 する場合には、 それぞれ当該各号に定める裁判所も、 前条に規定する罪に係る事件について、 その事件を管轄することができる。 刑事訴訟法第二条の規定により第八十四条の二第一項各号に掲げる裁判所が管轄権を有

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する訴訟については、 第一審の裁判 権は、 東京高等裁判所に属する。

公正取引委員会の審決に係る行政事件訴訟法第三条第一項に規定する抗告訴訟 (同条第五項から第七項までに規定する訴訟を除く。)

第二十五条の規定による損害賠償に係る訴訟

第八十六条 第七十条の六第一項、 第七十条の七第一項(第七十条の十四第二項において準用する場合を含む。)、第七十条の十三第一項、 第九

東京高等裁判所の専属管轄とする。

第八十五条に掲げる訴訟事件及び前条に掲げる事件のみを取り扱う裁判官の合議体を設ける。

十七条及び第九十八条に規定する事件は、

2 前項の合議体の裁判官の員数は、 これを五人とする。 第八十七条

東京高等裁判所に、

公正取引委員会の審決に係る行政事件訴訟法第三条第一項に規定する抗告訴訟については、 国の利害に関係のある訴訟についての法

大臣 の権限等に関する法律 (昭和二十二年法律第百九十四号) 第六条の規定は、 適用しない。

第九十条 次の各号のいずれかに該当するものは、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

略

排除措置命令又は第六十五条若しくは第六十七条第一項の審決が確定した後においてこれに従わないもの

第九十二条 第八十九条から第九十一条までの罪を犯した者には、 情状により、 懲役及び罰金を併科することができる。

第九十二条の二 の陳述又は鑑定をしたときは、 第六十二条において読み替えて準用する刑事訴訟法第百五十四条又は第百六十六条の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚 三月以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯した者が、 審判手続終了前であつて、 かつ、 犯罪の発覚する前に自白したときは、 その刑を減軽又は免除することができる。

第九十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、 一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第四十七条第一項第一号若しくは第二項又は第五十六条第一項の規定による事件関係人又は参考人に対する処分に違反して出頭せず、 陳述

をせず、 若しくは虚偽の陳述をし、 又は報告をせず、 若しくは虚偽の報告をした者

二 第四十七条第一項第二号若しくは第二項又は第五十六条第一項の規定による鑑定人に対する処分に違反して出頭せず、 鑑定をせず、 又は虚

偽の鑑定をした者

兀

 \equiv 第四十七条第一項第三号若しくは第二項又は第五十六条第 項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

、四十七条第一項第四号若しくは第二項又は第五十六条第一項の規定による検査を拒み、 妨げ、 又は忌避した者

第九十四条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十条の規定による処分に違反して出頭せず、 報告、 情報若しくは資料を提出せず、 又は虚偽の報告、 情報若しくは資料を提出した者

第六十二条において読み替えて準用する刑事訴訟法第百五十四条又は第百六十六条の規定による参考人又は鑑定人に対する命令に違反して

旦誓をしない者

第九十五条 規 定の違反行為をしたときは、 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、 行為者を罰するほか、 その法人又は人に対しても、 使用 人その他 の従業者が、 当該各号に定める罰金刑を科する。 その法人又は人の業務又は財産に関して、 次の各号に掲げる

第八十九条 五億円以下の罰金型

- 差 第九十条第三号 一止めを命ずる部分に限る。 (第七条第一項又は第八条の二第一項若しくは第三項 に違反した場合を除く。 三億円以下の罰 の規定による命令 金刑 (第三条又は第八条第一号の規定に違反する行為の
- 三 0) 規定に違 第九十条第一号、 一反する行為の差止めを命ずる部分に限る。 第二号若しくは第三号(第七条第一項又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定による命令 に違反した場合に限る。 第九十一条、 第九十一条の二又は第九十四条 (第三条又は第八条第一 各本条 号 0
- 2 たときは、 法人でない団体の代表者、 行為者を罰するほか、 管理人、 その団体に対しても、 代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務又は財 当該各号に定める罰金刑を科する 産に関して、 次の各号に掲げる規定の違反行為を
- 第八十九条 五億円以下の罰 金刑

罰

金刑

- 差止めを命ずる部分に限る。 第九十条第三号 (第七条第一項又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定による命令)に違反した場合を除く。 三億円以 下の罰 金刑 (第三条又は第八条第 一号の規定に違 反する行為の
- 三 0) 第九十条第一号、 規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。) 第二号若しくは第三号(第七条第一項又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定による命令 に違反した場合に限る。 又は第九十四 条 各本条 の罰 金刑 (第三条又は第八条第 一号
- 3 その行為者を罰するほか、 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、 その法人に対して三億円以下の罰 使用人その他の従業者が、 金刑を、 その人に対して同項の罰金刑を科する その法人又は人の業務に関 前条第 項の違反行為をしたときは
- 4 第一項又は第二項の規定により第八十九条の違反行為につき法人若しくは人又は団体に罰金刑を科する場合における時効の期間 期間による。 は、 同条の罪
- (5) 為に関する刑事訴 第二項 の場合に 訟法の規定を準用する おいては、 代表者又は管理人が、 その訴訟行為につきその団体を代表するほか、 法人を被告人又は被疑者とする場合の訴 訟行
- 6 第三項の規定により前条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、 同項の罪についての時効の 期間に

よる。

に

ついての時

効の

第九十五条の二 第八十九条第一項第一号、 第九十条第一号若しくは第三号又は第九十一条の違反があつた場合においては、 その違反の計画 を 知

り、 違 「反があつた場合における当該法人で事業者団体に該当するものを除く。)の代表者に対しても、 その防 止に必要な措置を講ぜず、 又はその違反行為を知り、 その是正に必要な措置を講じなかつた当該法人 各本条の罰金刑を科する。 (第九十条第一号又は第三号の

第九十五条の三 業者 れ 各本条の罰金刑を科する。 又はその違反行為を知り、 の利益のためにする行為を行う役員、 第八十九条第一項第二号又は第九十条の違 その是正に必要な措置を講じなか 従業員、 代理人その他 反があ つた当該事業者団 つた場合においては、 の者が構成事業者である場合には、 体の理事その他 その違反の計 の役員若しくは管理人又はその構成事業者 当該事業者を含む。 画を知り、 その防止に必要な措置を講ぜず に対しても、 それぞ 事

2 当 該 前 団 項 分別規 体 0 定は、 理事その 同 他 項に掲げる事業者団体の理事その他の役員若しくは管理人又はその構成事業者が法人その他 の役員又は管理 一人に、 これを適用 でする。 の団体である場合にお いては、

第九十七条 排除措置命令に違反したものは、 五十万円以下 の過料に処する。 ただし、 その行為につき刑を科するべきときは、 この 限りでない

第九十八条 第七十条の十三第一項の規定による裁判に違反したものは、 三十万円以下の過料に処する。

第百二条 あらかじめ発する許可状により、 委員会職員は、 犯則事件を調査するため必要があるときは、 臨 検 捜索又は差押えをすることができる。 公正取引委員会の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官が

②~⑤ (略)

附 則 (平成十七年法律第三十五号)

(課徴金に関する経過措置)

第四条 項 旧 新 法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。 法第七条の二第一項 (新法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。 に規定するものを除く。 又は第二項に規定する違反行為 であって施行日前に既になくなっているものに (旧法第七条の二第

ては 課 徴 金 一の納 付を命ずることが できな

2 適用については、 新 一第八項及び第九項の規定による減額を除く。 法第 旧 新 法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。 法第七条の二第一 五十条第六項に 同項ただし書中 項 おいて読み替えて準用する新法第四十九 (新法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。 「百万円」 とあるのは、)

については、 五)に規定するものに限る。 な 十万円」 条第五項 お従 前 とする の例による。 の規定による通知をする場合に この場合における新法第七条の二第一 又は第二項に規定する違反行為 であって施行日前に既になくなっているも おける課徴 金の 額 (旧法第七 0) 項ただし書の規 計算 (新 条の二 法第 のに 七 第 つ 定 条 11 項 0 7

第五条 成十八年一月四 という。 命ずることができない。 十一号) 前条第一項に規定する違反行為について私的 による改正 第五十条第六項におい 日前に開始され 後 の私的 独占 同 て読み替えて準用 の禁止及び 日以後になくなったものであるときは、 公正 取 独占 する新独占禁止 引 \mathcal{O} 1の禁止 確保に関 及び公正 する法律 法第四十九条第五項の規定による通知をする場合において当該違 取 引の確保に関する法律の一 (以下この 当該違反行為のうち同日前に係るものに 条並びに附則第七条及び第八条におい 部を改正する法律 ついては、 (平成二十 7 新 課徴 独 年 占 金 反 法 0) 行 治が平 納 止 第 付 法

2 る通 日 前条第二項に規定する違反行為について新独占禁止 前に係るものについての課徴 知をする場合において当該違反行為が平成十八 金の 額の計算 (売上 (年一月) 額に乗ずる率に限る。)に 法第五十条第六項において読み替えて準用する新独占禁止法第四十九条第 兀 日 前に開 好され、 同 ついては、 日以後になくなったものであるときは、 なお従前の例による。 当該違 五項の規定によ 反 行為 のうち

期間 11 ては、 前 と平成十八年一月四日 項 の場 同 項本文中 合における新 「当該 独占禁止法第七条の二第一 い行為の. から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間とを合算した期間 実行としての事業活 項 動が (新 独占禁止 なくなる日までの期間 法第八条の三に (当該期間) おいて読み替えて準用する場合を含む。 とあるのは、 (当該合算した期間 「平成十八年 月 の規定 兀 日 とする。 の前 \mathcal{O} 日までの 適用 に 0

た額 とあるの 第二項の場合における新独占禁止法第七条の二第十九項本文及び第五十一条第一項本文の規定の適用については、 (当該対応する部分の は 「その 額中当該違反行為のうち平 金額が当該罰 金額 -成十八 の二分の一を下回る場合には、 年一 月四日以 後に係るものに対応する部 零円) と当該違反行為のうち同 分の 金 額 と、 日 控除 前に係るものに対応する部分の した額」 これらの規定中 とあるの 「その額 控除

4

額との合計

額

とする

3

5 は、 み替えて適 第二項 第十一項若しくは第十二項の規定により計算した額が当該罰 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一 の場合に 用されるこの項本文に規定する合計 おける新独占禁止 法第七条の二第十九項ただし書の規定の適用については、 額 とする。 部を改正する法律 金額の二分の一に相当する金額を超えないとき、 (平成十七年法律第三十五号) 同項ただし書中 附則第五条第四項の規定により読 第一 又は当該控除 項、 第四項 後 から \mathcal{O} 額 とあるの まで

6 当該罰金額の二分の一に相当する金額を超えないとき、 0 第二項の場合における新独占禁止法第五十一条第一項ただし書の規定の適用については、 部を改正する法律 (平成十七年法律第三十五号)附則第五条第四項の規定により読み替えて適用されるこの項本文に規定する合計額」とす 又は当該変更後の 額 とあるのは 同項ただし書中 「私的独占の禁止及び公正取引 「当該納付命令に係る課徴金 の確保に関 する法律 額が

番決及び納付命令に関する経過措置

る。

第七条 (略)

2 (略)

3 独 占禁止法の規定により確定した排除措置命令とみなして、 ずるものを除く。 3.占禁止 第九十五条の二並びに第九十五条の三の規定を適用 旧 法第四十八条第四項、 法第九十条第三号に係る部分に限る。)、 が 確定した場合において、 第五十三条の三又は第五十四条第一項若しくは第二項の規定による審決 当該審決を受けた者が平成十八年一月四日以後においてこれに従わないときは、 第二項第二号及び第三号 する。 新独占禁止法第九十条第三号、 (新独占禁止法第九十条第三号に係る部分に限る。 第九十二条、 (旧法第八条の四第一項に規定する措置を命 第九十五条第一項第二号及び第三号 当該審決を 並びに第 五. 新 (新 項

第八条 を命ずるものを除く。 置命令とみなして、 旧 法第四十八条第四項、 新独占禁止法第九十七条の規定を適用する を受けた者が平 第五十三条の三又は第五十四 -成十八 年一 月 四 日以 後においてこれに違反しているときは、 条第一項若しくは第二項の規定による審決 当該審決を新独占禁止法の規定による排除 (旧法第八条の四 第一 項に規定する措置

附 則 (平成二十一年法律第五十一号)

(施行期日)

第一条 の改 は 組 定、 後段を加える改正規定、 条」に改める部分に限る。)、第七十条の十三第一項の改正規定 第八条の改正規定、 分に限る。 一第一号」を削る部分(第九十一条の二第一号に係る部分を除く。)及び第九十五条第三項中 「(第三号を除く。 合法 |項を加える部分を除く。 正規定 第九十一条の二の改正規定 公 この法律は、 布 (昭 Ò 日から起算して一月を経過した日から施行する 和二十二年法律第百三十二号) (「第八条第一項第一号」を「第八条第一号」に改める部分に限る。 第二十四条、 _ 第八条 公布 を削る部分、 同条に一項を加える改正規定、 0 日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下 の二第一項及び第二項 第二十五条第一項及び第二十六条第一項の改正規定、 並びに附則第九条、 (同条第一号を削る部分に限る。 同条第二項第三号中「、 第七十二条の八の二及び第七十三条の二十四の改正規定並びに附則第二十三条及び第二十四条の規定 第十四 の改正に 条、 第八十四条第一項の改正規定、 規定、 第十六条から第十九条まで及び第二十条第一 第九十一条第四号若しくは第五号 第八条の三の (「第八条第一項」 第九十三条の改正規定並びに第九十五条の改正規定 改正規定 第四十三条の次に一条を加える改正規定、 を「第八条」に改める部分に限る。)、 第六十六条第四項の改正規定(「第八条第一項」を (「第八条第一項第一号」を 第八十九条第一項第二号の改正規定、 「前項」 (第四号に係る部分に限る。 「施行日」 を 項の規定、 「第二項」 という。 「第八条第 に改め、 附則第二十一 から施行する。 (同条第 第七十条の十 同条第二項 第五十九条第二項 第九十条の改 条中農 第九十一条 一項第一 に改める部 ただし、 業協 0 第 三号中 次に 正 五. 規

む。 する法律 以下この条において同じ。 この 法律の施行の際その行為がなくなった日から三年を経過している違反行為については、 以 下 新 独占禁止 の規定にかかわらず、 法 という。 第七条第二項 新独占禁止法第七条第二項に規定する措置を命ずることができな (新 独占禁止 法第八条の二第二項 及び第三 改正後の私的 二十条第二項におい 独占の禁止 て準用 及び公正 する場合を含 確

課徴金に関する経過措置

第四条 る場合を含む。 の法律 0 に規定する実行期間 施 行の際その 実行期間 を 1 间 う。 独 (占禁止) 0) 終了し 法第七条の二第一項 た日から三年を経過している旧独占禁止 (同条第二項及び旧独占禁止法第八条の三において読み替えて準用 法第七条の二第一 項若しくは第二項又は第

条の三に規定する違反行為については、 新独占禁止法第七条の二第二十七項 の規定にかかわらず、 課徴金の納付を命ずることができな

第五条 命ずる場合に 新独占禁止法第七条の二第四項又は第二十条の二から第二十条の六までに規定する違反行為についてこれらの規定による課徴 おい て、 当該違反行為が 施行日 前に開始され、 施行日以後になくなったものであるときは、 当該違反行為のうち施行日前 金 に係るも 納付

のについては、

課徴金の納付を命ずることができない

第六条 同 る行為をし、 !項及び同条第九項の規定を適用しな 新独占禁止法第七条の二第一 ~~~ 施行日前に既に当該行為がなくなっている場合における当該行為に係る違反行為についての課徴金の額の計算については 項 の規 定により課 徴 金の納付を命ずる場合において、 当該事業者が同条第八項各号に規定する行為に相当す

2 為をした場合 ては、 新独占禁止法第七条の二第一項の規定により課徴 同項 及び同条第九項の規定を適用し (施行日以後にした場合に限る。 ない。 に おける当該行為に係る違反行為のうち施行日前に係るものについての課徴金 金の納付を命ずる場合において、 当該事業者が同条第八項各号に規定する行為に該当する行 の額 の計算に

3 会社に限る。) 法 新 人に限る。 強占禁止法第七条の二第二十四項の規定は、 が施行日前に合併により消滅した場合における合併後存続し、 が 施行日前に合併に より消滅した場合における合併後存続し、 旧 独占禁止法第七条の二第一 項若しくは第二項に規定する違反行為をした事業者 又は合併により設立された会社以外の法人については、適用しな 又は合併により設立された法人及び当該違反行為をした事業者 (会社以外の

行わ 定は、 に 事件について新独占禁止法第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は新独占禁止法第百二条第一項に規定する処分が行われた場合 新 よる通知 れなかったときは、 独占禁止法第七条の二第二十五項 施行日以後に新独占禁止法第七条の二第一項、 (以下 「事前通知」という。) 当該違反行為について新独占禁止法第五十条第六項に (新 が行われた場合) 独占禁止法第二十条の七に 第二項若しくは第四項又は第二十条の二から第二十条の六までに規定する違反行為に における新独占禁止法第七条の二第二十五項に規定する特定事業承継子会社等に おいて読み替えて準用する場合を含む。 おいて読み替えて準用する新独占禁止法第四十九 以下この項において同じ。 条第 (当該処 五. 項 の規定 の規 分が 係る

4

1

て適用する

(審決及び納付命令に関する経過措置)

第七条 2 内 第四 年一月 下 0 が より ことがある者である場合における当該課 日 行為に係る事件について新独占禁止法第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は新独占禁止法第百二条第一 令 0 行わ からさか 又は審決を新独占禁止法第七条の二第一項の規定による命令であって確定しているものとみなして、 開 確保に関する法 新 に、 始を請い [十七条第一 独占禁止 -成十八 改正前独占禁止法第五十四条の二第一項 れ 新独占禁止法第七条の二第一項 徴 旧 なかったときは、 金 のぼり十 独占禁止 求することなく平成十八年一月改正 0) 法第七条の二第七項及び 年一月改正 納 項第四号に掲げる処分又は新独占禁止 付 律の一部を改正する法律 を命ずる場合に -年以内 法第七条の二第六項第一号に規定する命令、 前 当該事業者が当該違反行為について事前通 独占禁止法」 (当該処分が おい 第九 て、 (同条第二項に 行われ 徴金 という。 当該事 項の (平成十七年法律第三十五号) \mathcal{O} 規定は、 額の計算についても、 なかったときは、 の規定による審決を受けたことがあるとき 前 業者 独占禁止 第七条の二第一項の規定による命令を受けたことがあるとき が、 法第百二条第一 おいて読み替えて準用する場合を含む。 同 条第四 法第四 同 条第一 項の 通 当該事業者が当該違 十八条の二第五項に規定する期間を経過している場合に限る。 項、 知若しくは審決又は同項第二号に規定する命令、 知を受けた日からさかのぼり十年以内) 適用する。 規定により 項に規定する処分が最初に行われた日からさかのぼり十年以内 第二項又は による改正前の私的 課 徴 第四 反行為に 金の納付を命ずる場合におい 頃に (当該審決が確定している場合に限る。 規定する違 以下この項において同じ。) ついて事前 独占の禁止及び公正取引の 同条第七項及び第九項の規定を適用 反行為に係る事件につい 通知を受けた日からさか 項に規定する処分が最初に に、 (当該命令につい 私的独占 て、 通知若しくは審決を受けた 当該事業者 確保に関 又は の禁止 第四 7 又は平 が する ての審判 及び公正 新 は、 独 項 (当該 行わ 当該 法 占 0) 当該 規 律 する。 れ 十八 処 違 手 取 止 定 以 た 反

審決及び排除措置命令に関する経過措置)

第八条 条第一 · て事 項第一 前通 項 新独占禁止 第四号に 号に規定する行為に相当するものに限る。 知を受けた日からさか 掲げる処 法第二十条の二の 分が最. 0) 初に行わ 規定 ぼ り十年 の適用に れ 以 た日からさか 为 ついては、 に、 に 平 -成十八 ついて平成十八年 \mathcal{O} ぼ 当該事業者が、 り 十 年一月 年 以内 改正 当 同 前 月改正前独占禁止 該処 独占禁止 条に規定する違反行為に係る事件について新独占禁止 分が行わ 法第十九 れなかったときは、 法第四· 条の規定に違反する行為 十八条第四項 当該事業者が当該 第五十三条の三若しくは (新 独占 禁止 違 反行為に 法 法第二条 四 十七

0 が 為 第 による命令であって確定しているものとみなす。 あるとき(当該命令が確定している場合に限る。 $\overline{\pm}$ ものに限 (新 + 独 四条の規定による審決を受けたことがあるとき 占禁止法第二条第九項第一号に規定する行為に相当するも を受けたことがあるとき (当該審決が 若しくは旧独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決 (当該審 確定している場合に限る。 決が のに限 確 定している場合に限る。 る。 について旧 は、 当該審決又は 独占禁止 又は 法第二十条の規定による命令を受けたこと 旧 命令を新 独占禁止 独占禁: 法第十九 (原処分の全部を取 止 法第二十 の規定に違 条 の 二 の り消 分する行 す場 規 定

2 新 項 事 る命令であって確定しているものとみなす。 るとき + に限る。 |独占禁止法第二条第九項第二号に規定する行為に相当するものに限る。 应 第二号に規定する行為に相当するものに限る。 新 前 項 条の規定による審決を受けたことがあるとき 通 第四号に 強占禁止法第二十条の三の規定の適用については、 一知を受けた日からさか (当該命令が を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。 掲げる処分が最初に行われた日からさかの 確定している場合に限る。 のぼり十年以内) に、 若しくは旧 (当該審決が確定している場合に限る。 に 平成十八 ついて平成十八年一 ぼり十 当該事業者が、 年一月 独占禁止 -年以内 改 法第六十六条第四 Ē (当該処分が行われなかったときは、 同条に規定する違反行為に係る事件について新独占禁 前 月改正 独占禁止 について旧 は、 前独占禁止 法第十九条の規定に違反する行為 当該審決又は命令を新独占禁止法第二十条の三の規定に 独占禁止法第二十条の規定による命令を受けたことが 項の規定による審決 又は旧独占禁止法第十九条の規定に違反する行為 法第四十八条第四項 当該事業者が当該違 (原処 分の全部を 第五十三条の三若しくは第 (新 独占禁止 止 取 り消 反行 法第四十七 法第二条第 為に す 場 合 つ ょ

事 新 + 項 独占 に限る。 应 第三号に規定する行為に相当するものに限る。 新 前 項第四号に掲げる処分が最初に行われた日からさか · 条の 独占禁止法第二十条の四 禁 知を受けた日からさか 止 規定による審決を受けたことがあるとき 一該命令が 法第二条第九項第三号に規定する行為に を受けたことがあるとき 確定している場合に限る。 のぼ 一の規 り 十 定の適用については、 -年以内) (当該審決が確定し に、 若しくは (当該審決が確定している場合に限る。 について平成十八年一月改正前 平成十八年一 相当するも 0) ぼり十年以内 当該事業者が、 ている場合に限る。 旧 独占禁止法第六十六条第四 のに限る。 月 改正 (当該処分が行われなかったときは、 同条に規定する違反行為に係る事件について新独占禁止 前独占禁止 に つい は、 て旧 独占禁止法第四十八条第四項、 法第十九 当該審決又は命令を新独占禁止法第二十条の 項の規定による審決 独占禁止 又は旧独占禁止法第十九条の規定に違反する行為 条の規定に違反する行為 法第二十条の規定による命令を受け 当該事業者が当該違反行為に (原処分の全部を取 第五十三条の三若しくは第 (新 独占禁止 り消 法第四十七 兀 法第二条第九 す場 たことが \mathcal{O} 規定に 合

3

る命令であって確定しているものとみなす。

4 事 新独占禁止法第二条第九項第四号に規定する行為に相当するものに限る。 十四条の規定による審決を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。 項第四号に規定する行為に相当するものに限る。)について平成十八年一月改正前独占禁止法第四十八条第四項、 る命令であって確定しているものとみなす。 のに限る。 るとき(当該命令が確定している場合に限る。) 若しくは旧独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決 項第四号に掲げる処分が最初に行われた日からさかのぼり十年以内 新独占禁止法第二十条の 前 通 知を受けた日からさかのぼり十年以内) を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。 五. の規 定の適用については、 に、 平成十八 当該事業者が、 年一月改正 (当該処分が行われなかったときは、 同条に規定する違反行為に係る事件について新独占禁止法第四十七条第 前)について旧独占禁止法第二十条の規定による命令を受けたことがあ 独占禁止 は、 法第十九 当該審決又は命令を新独占禁止法第二十条の 又は旧独占禁止法第十九条の規定に違反する行為 条の規定に違反する行為 当該事業者が当該違反行為につい (原処分の全部を取り消す場合 第五十三条の三若しくは第五 (新 独占禁止法第二条第九 Ŧ. の規定によ 0)

(文書提出命令の特則についての経過措置)

訴えについては 新 独占禁止 なお従前 法第八十三条の四から第八十三条の七までの規定は、 の例 による 施行日以後に提起された訴えについて適用し、 施行日前 に提起された

(求意見制度についての経過措置)

第十六条 (略)

2

Ļ に 新独占禁止法第八十四条第二項において準用する同条第一 お いて 同 日 前に提起された訴えにおいて相殺のために裁判上主張された同条の規定による損害賠償の請求については、 相殺のために裁判上主張された私的独 占の 禁止及び公正 項 の規定は、 取引の 確保に関する法律第二十五条の規定による損害賠償 附則第一 条ただし書に規定する規定の施行の日以後に提起され なお従前の例による。 の請 求に ついて適用 た訴え

○ 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)

第二百七十八条 第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条及び第百二十七条において準用する場合を含む。)又は第九十二条第二 供託書を提出し、かつ、当該振替債について振替口座簿の供託所の口座の第六十九条第二項第一号イ(第百十三条、第百十五条、第百十七条) 務省令で定めるところにより、 第百二十条、 項第一号に規定する保有欄に増額又は増加の記載又は記録をするために第七十条第一項(第百十三条、第百十五条、第百十七条、 ら第十号まで及び第十一号に掲げるもので振替機関が取り扱うもの 請をしなければならない 第百二十一条、 法令の規定により担保若しくは保証として、又は公職選挙法 第百二十二条、 供託所 (供託法 第百二十四条及び第百二十七条において準用する場合を含む。)又は第九十五条第一項の振替の申 (明治三十二年法律第十五号) 第一条に規定する供託所をいう。 (以下この条において「振替債」という。) の供託をしようとする者は、 (昭和二十五年法律第百号)の規定により、第二条第一項第一号か 以下この条において同じ。)に 第百十八条 主

2~5 (略)

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 (平成十四年法律第百五十一号)

(定義)

 \bigcirc

第二条 この法律において、 次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。

一~六 (略)

t 不特定の者に対して行うもの及び裁判手続等において行うものを除く。)をいう。 処分通知等 処 分(行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。) 0 通知その他の法令の規定に基づき行政機関等が行う通 知

八~十 (略)

(電子情報処理組織による処分通知等)

第四条 使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 法令の規定にかかわらず、 行政機関等は、 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、 主務省令で定めるところにより、 電子情報処理組織 (行政機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の を使用して行うことができる。 当該

2~4 (略)

〇 民事訴訟法 (平成八年法律第百九号)

(秘密保護のための閲覧等の制限)

第九十二条 又は記録された部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製 次に掲げる事由につき疎明があった場合には、 裁判所は、 当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され (以下「秘密記載部分の閲覧等」という。) の請

求をすることができる者を当事者に限ることができる。

より、 訴訟記録中に当事者の私生活についての重大な秘密が記載され、又は記録されており、 その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること。 かつ、第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことに

訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密 (不正競争防止法第二条第六項に規定する営業秘密をいう。 第百三十二条の二第一項第三号及び第

二項において同じ。)が記載され、又は記録されていること。

2~5 (略)

(送達実施機関)

第九十九条 送達は、 特別の定めがある場合を除き、 郵便又は執行官によってする。

2 郵便による送達にあっては、郵便の業務に従事する者を送達をする者とする。

(交付送達の原則)

第百一条 送達は、 特別の定めがある場合を除き、送達を受けるべき者に送達すべき書類を交付してする。

(送達場所)

定代理人に対する送達は、

第百三条 送達は、送達を受けるべき者の住所、 居所、 営業所又は事務所(以下この節において「住所等」という。)においてする。ただし、 法

本人の営業所又は事務所においてもすることができる。

2 他 に規定する者を除く。 「の法律上の行為に基づき就業する他人の住所等(以下「就業場所」という。)においてすることができる。送達を受けるべき者(次条第一項 前項に定める場所が知れないとき、又はその場所において送達をするのに支障があるときは、送達は、送達を受けるべき者が雇用、)が就業場所において送達を受ける旨の申述をしたときも、同様とする。 委任その

(出会送達)

第百五条 届出をした者を除く。)に対する送達は、その者に出会った場所においてすることができる。 同項前段の規定による届出をした者が送達を受けることを拒まないときも、 前二条の規定にかかわらず、送達を受けるべき者で日本国内に住所等を有することが明らかでないもの 同様とする 日本国内に住所等を有することが明らかな者又は (前条第一項前段の規定による

(補充送達及び差置送達)

を交付すべきときも、

同様とする

第百六条 の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付することができる。 就業場所以外の送達をすべき場所において送達を受けるべき者に出会わないときは、 郵便の業務に従事する者が日本郵便株式会社の営業所において書類 使用人その他の従業者又は同居者であって、 書類

- 2 が書類の交付を受けることを拒まないときは、これらの者に書類を交付することができる。 において、第百三条第二項の他人又はその法定代理人若しくは使用人その他の従業者であって、 就業場所(第百四条第一項前段の規定による届出に係る場所が就業場所である場合を含む。)において送達を受けるべき者に出会わない場合 書類の受領について相当のわきまえのあるもの
- 3 送達を受けるべき者又は第一項前段の規定により書類の交付を受けるべき者が正当な理由なくこれを受けることを拒んだときは、 送達をすべ

(外国における送達)

き場所に書類を差し置くことができる。

第百八条 外国においてすべき送達は、 裁判長がその国の管轄官庁又はその国に駐在する日本の大使、 公使若しくは領事に嘱託してする。

(送達報告書)

第百九条 送達をした者は、 書面を作成し、送達に関する事項を記載して、これを裁判所に提出しなければならない。

○ 不正競争防止法 (平成五年法律第四十七号)

(定義)

第二条 (略)

2~5 (略)

6 この法律において「営業秘密」とは、 秘密として管理されている生産方法、 販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であ

って、公然と知られていないものをいう。

7 10 (略)

○ 行政手続法(平成五年法律第八十八号)

(審査基準)

第五条 行政庁は、審査基準を定めるものとする。

- 2 行政庁は、 審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。
- 3 行政庁は、 行政上特別の支障があるときを除き、 法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法によ

(標準処理期間)

ŋ

審

査基準を公にしておかなければならない。

第六条 機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。 所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間) なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、 行政庁は、 申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間 を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、 併せて、 当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務 これらの当該申請の提出先とされている (法令により当該行政庁と異

(申請に対する審査、応答)

式上の要件に適合しない申請については、 又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。 申請書に必要な書類が添付されていること、 行政庁は 申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならず、 速やかに、 申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められ 申請をした者(以下 「申請者」という。)に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求 かつ、 申請書の記載事項に不備がない の形

(理由の提示)

第八条 って、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、 ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他 行政庁は、 申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、 申請者に対し、 の客観的指 同時に、 標により明確に定められている場合であ 当該処分の理由を示さなければならな 申請者の求めがあったと

2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、 同項の理由は、 書面により示さなければならない

きにこれを示せば足りる

(情報の提供)

第九条 行政庁は、 申請者の求めに応じ、 当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければなら

ない。

2

なければならない。 行政庁は、 申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、 申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努め

(公聴会の開催等)

第十条 行う場合には、 行政庁は、 必要に応じ、 申請に対する処分であって、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該法令において許認可等の要件とされているものを 公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

(複数の行政庁が関与する処分)

第十一条 き許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。 行政庁は、 申 請の処理をするに当たり、 他 の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らす

の申請又は同一 の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、 当該複数の

2

行政庁は、 必要に応じ、 相互に連絡をとり、 当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとする。

(処分の基準)

行政庁は、 処分基準を定め、 かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 行政庁は、 処分基準を定めるに当たっては、不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、 次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、 当該不利益処分の名あて人と

なるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない

次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

口

イに規定するもののほか、 名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、 名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名

二 イからハまでに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

二 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、 前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、 法令上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その 一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により

.接証明されたものをしようとするとき。

直

 \equiv 施設若しくは設備の設置 維持若しくは管理又は物の製造、 販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をも

って明確にされている場合において、 専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であっ

てその不充足の事実が計測、 実験その他 客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。

兀 ようとするとき。 納付すべき金銭の額を確定し、 一定 0) 額の金銭 の納付を命じ、 又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をし

当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴く

ことを要しないものとして政令で定める処分をしようとするとき。

Ŧī.

(不利益処分の理由の提示)

第十四条 行政庁は、 不利益処分をする場合には、 その名あて人に対 Ĺ 同時に、 当該不利益処分の理由を示さなければならない。 ただし、 当該

理 |由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、 この限りでない。

2 が あるときを除き、 行政庁は、 前項ただし書の場合においては、 処分後相当の期間内に、 同 当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情 項 0 理由を示さなければならない。

3 不利益処分を書面でするときは、 前二項の理由は、 書面により示さなければならない。

(聴聞の通知の方式)

第十五条 行政庁は、 聴聞を行うに当たっては、 聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、 不利益処分の名あて人となるべき者に対し、 次

に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

二 不利益処分の原因となる事実

予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

三 聴聞の期日及び場所

四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

2

- 陳述書及び証 聴聞 の期 滑に出 拠書類等を提出することができること。 頭して意見を述べ、 及び証拠書類又は 証 拠物 (以 下 「証拠書類等」という。 を提出し、 又は聴聞 の期 日 の出 頭に代えて
- 聴聞が終結する時までの間、 当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること
- 3 場に掲示することによって行うことができる。 たものとみなす。 及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務 行政庁は、 不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、 この場合においては、 掲示を始めた日から二週間を経過したときに、 第一項の規定による通知を、 当該通知がその者に到達 その者の氏名、 同 沢所の掲げ . 項第三号 示

(代理人)

第十六条 前条第一項の通知を受けた者(同条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。 以下「当事者」という。

- は、 代理人を選任することができる。
- 2 代理人は、 各自、 当事者のために、 聴聞に関する一 切 の行為をすることができる。
- 3 代理人の資格は、 書面で証明しなければならない。
- 4 代理人がその資格を失ったときは、 当該代理人を選任した当事者は、 書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

(参加人)

第十七条 利益処分の根拠となる法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者 第十九条の規定により聴聞を主宰する者 (以下「主宰者」 という。 は、 必要があると認めるときは、 (同条第二項第六号において 当事者以外の者であって当該不 「関係人」という。

に対し、 当該聴聞に関する手続に参加することを求め、 又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。 「参加·

(以下

人

という。

は、

代理人を選任することができる。

3 前 条第一 一項から第四項までの規定は、 前 項の代理人について準用する。 この場合において、 同条第二項及び第四項中 「当事者」 とあるのは

参 加人 と読み替えるものとする 2

前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者

(文書等の閲覧)

第十八条 他 者等」という。 の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人 は、 聴聞 0) 通知があった時から聴聞が終結する時までの間、 行政庁に対し、 (以下この条及び第二十四条第三項において 当該事案についてした調査の結果に係る調書その 行政庁は、 第三者の利益を害するおそれ 「当事

2 前項の規定は、 当事者等が聴聞 の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。

その閲覧を拒むことができない。

3 行政庁は、前二項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

があるときその他正当な理由があるときでなければ、

(聴聞の主宰)

第十九条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他政令で定める者が主宰する。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。
- 当該聴聞の当事者又は参加人
- 二 前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
- 三 第一号に規定する者の代理人又は次条第三項に規定する補佐人
- 四 前三号に規定する者であったことのある者
- Ŧī. 第一号に規定する者の後見人、後見監督人、 保佐人、 保佐監督 人 補助 人又は補助監督 人
- 六 参加人以外の関係人

(聴聞の期日における審理の方式)

因となる事実を聴聞 主宰者は、 この期日 最初 0 に出 聴聞 の期 頭した者に対し説明させ 日 の冒 頭に おいて、 なけ 行政庁の職員に、 れば ならない。 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原

- 2 当事者又は参加人は、 聴聞 の期日に出 頭して、 意見を述べ、 及び証拠書類等を提出 Į 並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問
- 3 前項の場合において、 当事者又は参加人は、 主宰者の許可を得て、 補佐人とともに出頭することができる。

発することができる

- 4 主宰者は、 聴聞の期日において必要があると認めるときは、 当事者若しくは参加人に対し質問を発し、 意見の陳述若しくは証拠書類等の提出
- を促し、 又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる
- 5 主宰者は、 当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、 聴聞 の期日に おける審理を行うことができる。
- 6 聴聞 の期 日における審理は、 行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、 公開しない。

(陳述書等の提出)

る。

第二十一条 当事者又は参加人は、 聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、 聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができ

2 主宰者は、 聴聞 の期日に出頭した者に対し、 その求めに応じて、 前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

(続行期日の指定)

第二十二条 る。 主宰者は、 聴聞の期日における審理の結果、 なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができ

2 聴聞 前 項 の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、 の場合においては、 当事者及び参加人に対し、 当該聴聞 あら かじめ、 の期日においてこれを告知すれば足りる。 次回 の聴聞の期日及び場所を書面により 通知しなければならない。

3

た日の翌日)」と読み替えるものとする。

場合において、 たとき」とあるのは 第十五条第三項の規定は、 同条第三項中 「掲示を始めた日から二週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する二回目以降の通知にあ 前項本文の場合において、 「不利益処分の名あて人となるべき者」 当事者又は参加 とあるのは 人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。 「当事者又は参加 人 と、 「掲示を始めた日から二週間を経過 っては、 掲示を始

(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)

第二十三条 証拠書類等を提出しない場合、 主宰者は、 当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞 又は参加人の全部若しく は一 部が聴聞 の期日に出 の期 日に出頭せず、 頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、 かつ、 第二十一条第一項に規定する陳述書若しくは 及び

証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

2 陳述書及び証拠書類等の提出を求め、 書類等を提出しない場合において、 主宰者は 前項に規定する場合のほか、 これらの者の聴聞 当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。 当事者の全部又は一部が聴聞 の期 日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、 の期日に出頭せず、 かつ、 第二十一条第一項に規定する陳述書又は証 期限を定めて

(聴聞調書及び報告書)

第二十四条 主宰者は、 聴聞 の審理の経過を記載した調書を作成し、 当該調書において、 不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人

の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

2 前 項 の調書は、 聴聞 の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、 当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成

なければならない。

3 告 1書を作成し、 主宰者は、 聴聞の終結後速やかに、 第一 項の調書とともに行政庁に提出しなければならない。 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報

4 当事者又は参加人は、 第一 項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。

(聴聞の再開)

第二十五条 告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。 行政庁は、 聴聞 の終結後に生じた事情にか 第二十二条第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。 んがみ必要があると認めるときは、 主宰者に対し、 前条第三項の規定により提出された報

(聴聞を経てされる不利益処分の決定)

分に参酌してこれをしなければならない。 行政庁は、 不利益処分の決定をするときは、第二十四条第一項の調書の内容及び同条第三項の報告書に記載された主宰者の意見を十

(不服申立ての制限)

第二十七条 行政庁又は主宰者がこの節の規定に基づいてした処分については、 行政不服審查法 (昭和三十七年法律第百六十号) による不服申立

てをすることができない。

2 第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる結果当事者の地位を取得した者であって同項に規定する同条第一項第一 十二条第三項において準用する場合を含む。)に掲げる聴聞の期日のいずれにも出頭しなかった者については、この限りでない。 聴聞を経てされた不利益処分については、当事者及び参加人は、 行政不服審査法による異議申立てをすることができない。ただし、 三号 (第二

(役員等の解任等を命ずる不利益処分をしようとする場合の聴聞等の特例)

第二十八条 こととされている者に限る。)は、 については、名あて人である法人の役員、 第十三条第一項第一号ハに該当する不利益処分に係る聴聞において第十五条第一項の通知があった場合におけるこの節の規定の適用 同項の通知を受けた者とみなす。 名あて人の業務に従事する者又は名あて人の会員である者 (当該処分において解任し又は除名すべき

2 任する不利益処分については、第十三条第一項の規定にかかわらず、 ずるものに係る聴聞が行われた場合においては、 「項の不利益処分のうち名あて人である法人の役員又は名あて人の業務に従事する者(以下この項において 当該処分にその名あて人が従わないことを理由として法令の規定によりされる当該役員等を解 行政庁は、 当該役員等について聴聞を行うことを要しない。 「役員等」という。)の解任を命

(弁明の機会の付与の方式)

2 第二十九条 弁明をするときは、 弁明は、 行政庁が口頭ですることを認めたときを除き、 証拠書類等を提出することができる 弁明を記載した書面 (以下「弁明書」という。)を提出してするものとする。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第三十条 あて人となるべき者に対し、 行政庁は、 弁明書の提出期限 次に掲げる事項を書 (口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、 面により通 その日時) までに相当な期間をおいて、 不利益処分の名

知しなければならない。

- 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項
- 不利益処分の原因となる事実
- 三 弁明書の提出先及び提出期限 (口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

(聴聞に関する手続の準用

第三十一条 るのは「第三十条」と、 「同条第三項後段」とあるのは 第十五条第三項及び第十六条の規定は、 「同項第三号及び第四号」とあるのは「同条第三号」と、第十六条第一項中「前条第一項」とあるのは 「第三十一条において準用する第十五条第三項後段」と読み替えるものとする。 弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第十五条第三項中 「第三十条」と 「第一項」とあ

\bigcirc 行政事件訴訟法 (昭和三十七年法律第百三十九号)

(抗告訴 訟

第三条 この法律において「抗告訴訟」とは、 行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟をいう。

2 \(\) 略

5 るにかかわらず、これをしないことについての違法の確認を求める訴訟をいう。 この法律において「不作為の違法確認の訴え」 とは、 行政庁が法令に基づく申請に対し、 相当の期間内に何らかの処分又は裁決をすべきであ

- 6 この法律に おいて「義務付けの訴え」 とは、 次に掲げる場合において、 行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずることを求める訴訟をい
- 行政庁が一定の処分をすべきであるにかかわらずこれがされないとき(次号に掲げる場合を除く。)。

う。

- 行政庁に対し一定の処分又は裁決を求める旨の法令に基づく申請又は審査請求がされた場合において、 当該行政庁がその処分又は裁決をす
- 7 この法律において「差止めの訴え」とは、 行政庁が一定の処分又は裁決をすべきでないにかかわらずこれがされようとしている場合において

行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求める訴訟をいう。

゙きであるにかかわらずこれがされないとき。

刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)

第一 条 裁判所の土地管轄は、 犯罪地又は被告人の 住所、 居所若しくは現在地による。

- 2 国外に在る日 本船 舶内で犯した罪については、 前項に規定する地の外、 その船舶の船籍の所在地又は犯罪後その船舶の寄泊した地による。
- 3 国外に在る日本航空機内で犯した罪については、 第一 項に規定する地 の外、 犯罪後その航空機の着陸 (着水を含む。 した地による。

第百四十三条 裁判所は、 この法律に特別の定のある場合を除いては、 何人でも証人としてこれを尋問することができる。

第百四十四条 たときは、 当該監督官庁の承諾がなければ証人としてこれを尋問することはできない。 公務員又は公務員であつた者が知り得た事実について、 本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立て 但 į 当該監督官庁は、 国の重大な利益を害する場合を

除いては、承諾を拒むことができない。

第百四十五条 左に掲げる者が前条の申立をしたときは、 第一号に掲げる者についてはその院、 第二号に掲げる者については内閣の承諾が かなけれ

ば、証人としてこれを尋問することはできない。

- 一 衆議院若しくは参議院の議員又はその職に在つた者
- 二 内閣総理大臣その他の国務大臣又はその職に在つた者
- 2 前 項の場合において、 衆議院、 参議院又は内閣は、 玉 0 重大な利益を害する場合を除いては、 承諾を拒むことができない。

第百四十六条 何人も、 自己が刑事訴追を受け、 又は有罪判決を受ける虞のある証言を拒むことができる。

第百四十七条 何 人も、 左に掲げる者が刑事訴追を受け、 又は有罪判決を受ける虞のある証言を拒むことができる。

- 自己 の配偶者、 三親等内の血族若しくは二親等内の姻族又は自己とこれらの親族関係があつた者
- 二 自己の後見人、後見監督人又は保佐人
- 三 自己を後見人、後見監督人又は保佐人とする者

第百四 在つた者は、 がある場合は、 1十九条 証言の拒絶が被告人のためのみにする権利の濫用と認められる場合 医師、 業務上委託を受けたため知り得た事実で他 この限りでない 歯科医師、 助 産師、 看護師、 弁護士 人の秘密に関するものについては、 (外国法事務弁護士を含む。)、 (被告人が本人である場合を除く。) その他裁判所の規則で定める事由 弁理士、 証言を拒むことができる。 公証人、 宗教の職に在る者又はこれらの職に 但し、 本人が承諾した場

第百五十 -四条 証 人には、 この法律に特別の定のある場合を除いて、 宣誓をさせなければならない。

第百五十五条 宣誓の趣旨を理解することができない者は、 宣誓をさせないで、これを尋問しなければならない。

2 前項に掲げる者が宣誓をしたときでも、 その供述は、 証言としての効力を妨げられない

第百五十六条 証人には、その実験した事実により推測した事項を供述させることができる。

② 前項の供述は、鑑定に属するものでも、証言としての効力を妨げられない。

第百六十五条 裁判所は、学識経験のある者に鑑定を命ずることができる。

第百六十六条 鑑定人には、宣誓をさせなければならない。

 \bigcirc 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律 (昭和二十二年法律第百九十四号)

第六条 前条第一項の訴訟については、 行政庁は、 法務大臣の指揮を受けるものとする。

2 にその訴訟を行わせ、 法務大臣は、 前条第一項の訴訟について、 又は同項若しくは同条第三項の規定により行政庁の指定し、 必要があると認めるときは、 所部の職員でその指定するもの若しくは訴訟代理人に選任する弁護士 若しくは選任した者を解任することができる

○ 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)

第四条 (略)

2~7 (略)

8 公正取引委員会は、 中小企業等協同組合が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和二十二年法律第五十四号) 第二十二条各号

九 の要件を備える組合でないと認める場合又は中小企業等協同 条第五項の規定による通知をしたときは、その旨を中小企業庁に通知しなければならない。 組合の組合員が実質的に小規模の事業者でないと認める場合において、 同法第四十

9 (略)

輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第三十三条 私的独占の禁止及び公正取引の 確保に関する法律 (昭 和二十二年法律第五十四号) の規定は、 第五条第一項の規定による届出をして

締結した協定又は第十一条第二項の規定による届出をして定めた組合員の遵守すべき事項及びこれらに基づいてする行為には、 適用しない。 た

だし、次に掲げる場合は、この限りでない。

不公正な取引方法を用いるとき、又は事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき。

次条第六項の規定による公示があつた後一月を経過したとき。 (同条第四項又は第五項の規定による請求に応じ、 経済産業大臣が第五条第

一項又は第六条 (これらの各規定を第十一条第三項において準用する場合を含む。 以下この章において同じ。)の規定による処分をした場合

を除く。)

2 (略)

第三十四条 (略)

2 (略)

0

3 公正取引委員会は、 前条第一項第一号に該当すると認める場合において、 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十九条第五項

規定による通知をしようとするときは、 あらかじめ、 経済産業大臣に協議しなければならない。

(略)

 \bigcirc 水産業協同組合法 (昭和二十三年法律第二百四十二号)

(法定脱退)

第二十七条 組合員は、 次の事由によつて脱退する。

組合員たる資格の喪失

死亡又は解散

三 除 名

2 • 3 (略

(公正取引委員会の排除措置命令による脱退)

第九十五条の二 組合員は、 第九十六条第二項で準用する第二十七条第一項各号に掲げる事由によるほか、 次条から第九十五条の五までの規定に

よる公正取引委員会の確定した排除措置命令によつて脱退する。

第九十五条の四 十条の八、第七十条の十二第二項、 六条、第六十八条、第六十九条第一項及び第二項、 第五十五条第一項及び第三項から第五項まで、 前条の場合については、 第七十条の十五から第七十条の十七まで、第七十条の十九から第七十条の二十二まで、第七十五条から第八 私的独占禁止法第四十条から第四十二条まで、第四十五条、 第七十条、第七十条の二第一項から第三項まで、第七十条の三から第七十条の五まで、第七 第五十六条から第五十八条まで、第五十九条第一項、 第四十七条から第四十九条まで、第五十二 第六十条から第六十四条まで、第六十

十二条まで並びに第八十八条の規定を準用する。

(東京高等裁判所の管轄権)

第九十五条の五 前条の規定による公正取引委員会の審決に係る訴訟については、 第一審の裁判権は、 東京高等裁判所に属する。

2 前 項に掲げる訴訟事件は、 私的独占禁止法第八十七条第一項の規定により東京高等裁判所に設けられた裁判官の合議体が取り扱うものとする。

(準用規定)

第九十六条 (略)

2 項 いら第七項まで、 第九十四条から前条までに規定するもののほか、 第二十二条から第二十五条まで、 第十九条第三項から第五項まで、第十九条の二、第二十条、第二十一条第一項本文及び第二 第二十六条第一項及び第四項並びに第二十七条から第三十一条の二までの規定は、 組合

3~5 (略)

組合員について準用する

第百三十二条 号)第百五十四条又は第百六十六条の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、 第九十五条の四において準用する私的独占禁止法第六十二条において読み替えて準用する刑事訴訟法 (昭和二十三年法律第百三十 三月以上十年以下の懲役に

処する。

2 前項の罪を犯した者が、 審判手続終了前であつて、 カュ つ、 犯罪の発覚する前に自白したときは、 その刑を軽減し、 又は免除することができる。

第百三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

は参考人に対する処分に違反して出頭せず、 第九十五条の四において準用する私的独占禁止法第四十七条第一項第二号若しくは第二項又は第五十六条第一項の規定による鑑定人に対す 第九十五条の四において準用する私的独占禁止法第四十七条第一項第一号若しくは第二項又は第五十六条第一項の規定による事件関係人又 陳述をせず、 若しくは虚偽の陳述をし、 又は報告をせず、 若しくは虚偽の報告をした者

る処分に違反して出頭せず、

鑑定をせず、

又は虚偽の鑑定をした者

 \equiv に対する処分に違反して物件を提出しない者 第九十五条の四において準用する私的独占禁止法第四十七条第一項第三号若しくは第二項又は第五十六条第一 項の規定による物件の所持者

兀 第九十五条の四において準用する私的独占禁止法第四十七条第一項第四号若しくは第二項又は第五十六条第一項の規定による検査を拒み、

第百三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

妨げ、

又は忌避した者

第九十五条の四において準用する私的独占禁止法第四十条の規定による処分に違反して出頭せず、 報告、 情報若しくは資料を提出せず、 又

は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した者

_ 第九十五条の四において準用する私的独占禁止法第六十二条において読み替えて準用する刑事訴訟法第百五十四条又は第百六十六条の規定

による参考人又は鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者

○ 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)

(法定脱退)

第十九条 組合員は、次の事由によつて脱退する。

一~三 (略)

兀 第百七条から第百九条までの規定による公正取引委員会の確定した排除措置命令

五 (略)

2 · 3 (略)

(排除措置

できる。

第百七条 に小規模の事業者でないと認めるときは、 公正取引委員会は、 組合 (事業協同小組合を除く。) の組合員たる事業者でその常時使用する従業員の数が百人を超えるものが実質的 この法律の目的を達成するために、 次条に規定する手続に従い、 その事業者を組合から脱退させるこ

第百八条 事実 九条まで、 まで並びに第八十八条 十条の五まで、 + ・四条まで、 の報告、 前条の場合については、 第五十二条、 事件の調査、 第六十六条、 第七十条の八、第七十条の十二第二項、 (訴 第五十五条第一項及び第三項から第五項まで、 訟 第六十八条、 排除措置命令、 の規定を準用する。 私的独占禁止法第四十条から第四十二条まで(公正取引委員会の権限)、第四十五条、 第六十九条第一項及び第二項、 審判、 審決その他事件処理の手続) 第七十条の十五から第七十条の十七まで、 第七十条、 第五十六条から第五十八条まで、 第七十五条、第七十六条(雑則)、 第七十条の二第一項から第三項まで、 第七十条の十九から第七十条の二十二まで 第五十九条第一 第七十七条から第八十二条 項、 第七十条の三から第 第四十七条から第四十 第六十条から第六

、東京高等裁判所の管轄権

第百九条 前 条の規定による公正取引委員会の審決に係る訴訟については、 第一 審の裁判権は、 東京高等裁判所に属する。

2 前項に掲げる訴訟事件は、 私的独占禁止法第八十七条第一項の規定により東京高等裁判所に設けられた裁判官の合議体が取り扱うものとする。

第百十条 削 除

2

第百十六条 百 五十四 前 項 の罪を犯した者が、 条又は第百六十六条の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が 第百八条において準用する私的独占禁止法第六十二条において読み替えて準用する刑事訴訟法 審判手続終了前であつて、 カュ つ、 犯罪の発覚する前に自白したときは、 虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、 その刑を軽減し、 (昭和二十三年法律第百三十一号) 第 三月以上十年以下の懲役に処する。 又は免除することができる。

第百十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者 第百八条において準用する私的独占禁止法第四十七条第一項第一号若しくは第二項又は第五十六条第一項の規定による事件関係人又は参考
- 一 第百八条において準用する私的独占禁止法第四十七条第一項第二号若しくは第二項又は第五十六条第一項の規定による鑑定人に対する処分

に違反して出頭せず、鑑定をせず、

又は虚偽の鑑定をした者

る処分に違反して物件を提出しない者

又は忌避した者

- 三 第百八条において準用する私的独占禁止法第四十七条第一項第三号若しくは第二項又は第五十六条第一項の規定による物件の所持者に対す
- 兀 第百八条において準用する私的独占禁止法第四十七条第一項第四号若しくは第二項又は第五十六条第一項の規定による検査を拒み、

第百十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- の報告、 第百八条において準用する私的独占禁止法第四十条の規定による処分に違反して出頭せず、 情報若しくは資料を提出した者 報告、 情報若しくは資料を提出せず、 又は虚 偽
- 参考人又は鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者 第百八条において準用する私的独占禁止法第六十二条において読み替えて準用する刑事訴訟法第百五十四条又は第百六十六条の規定による

不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)

(協定又は規約)

十一条 (略)

2~4 (略

5 は + 私的 条第二項において準用する場合を含む。)、第八条の二第一項及び第三項、 第一 独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 項の認定を受けた協定又は規約及びこれらに基づいてする事業者又は事業者団体の行為には、 (昭和二十二年法律第五十四号)第七条第一項及び第二項 第二十条第一項、 第七十条の十三第一項並びに第七十四条の規定 適用しない (同法第八条の二第二項及び第二

 \bigcirc 昭和二十二年法律第五十四号 . 私的 独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律 (私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律) (平成十七年法律第三十五号) (昭和二十二年法律第五 の施行前

第七条の二 期間」という。 対価に係るもの又は実質的に商品若しくは役務の供給量を制限することによりその対価に影響があるものをしたときは、 であるときは、 ては百分の一とする。)を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が五十万円未満 る日までの期間 八章第二節に規定する手続に従い、 事業者が、)における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の六(小売業については百分の二、 その納付を命ずることができない。 (当該期間が三年を超えるときは、 不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約で、 事業者に対し、 当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。 当該行為の実行としての事業活動を行つた日から当該行為の実行としての事業活動がなくな 公正取引委員会は、 商品若しくは役務 卸売業に 以下「実行 0 第 0

3~6 (略)

第八条の 品又は役務について競争を回復させるために必要な措置を命ずることができる。 品若しくは役務の供給に要する費用の著しい上昇をもたらす程度に事業の規模が縮小し、 兀 独占的状態があるときは、 公正取引委員会は、 第八章第二節に規定する手続に従い、 ただし、 経理が不健全になり、 当該措置により、 事業者に対し、 当該事業者につき、 事業の一 又は国際競争力の維持が困難に 部の譲渡その他当該: その供給する商 商

なると認められる場合及び当該商品又は役務について競争を回復するに足りると認められる他の措置が講ぜられる場合は、 この限りでない。

② (略)

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

第四十八条 当該違反行為をしているもの 第十四条、 公正取引委員会は、 第十五条第一項、 (当該違反行為が第八条に係るものであるときは、 第三条、 第十五条の二第一項、 第六条、 第八条、 第十六条第一項、 第九条第一項、 第十七条又は第十九条の規定に違反する行為があると認める場合には、 第二項、 当該事業者団体の役員及び管理人並びにその構成事業者を含む 第五項若しくは第六項、第十条、第十一条第一項、第十三条

)に対し、適当な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 要があると認めるときは、当該違反行為を行つたもの(当該違反行為が第八条第一項に係るものであるときは、当該事業者団体の役員及び管理 人並びにその構成事業者を含む。)に対し、 公正取引委員会は、第三条、第六条、第八条第一項又は第十九条の規定に違反する行為が既になくなつていると認める場合において、 適当な措置をとるべきことを勧告することができる。 特に必

③ (略)

4 第一項又は第二項の規定による勧告を受けたものが当該勧告を応諾したときは、 公正取引委員会は、 審判手続を経ないで当該勧告と同趣旨 0

第四十八条の二(略)

審決をすることができる。

②~④ (略)

(5) 正取引委員会に対し、 納付命令に不服があるものは、 当該事件について、 公正取引委員会規則で定めるところにより、 審判手続の開始を請求することができる。 課徴金納付命令書の謄本の送達があつた日から三十日以内に、 公

⑥ (略)

第五十三条の三 対し、 場合において、 たことを確保し、 その後の審判手続を経ないで審決を受ける旨を文書をもつて申し出 適当と認めたときは、 公正取引委員会は、 又は独占的状態に係る商品若しくは役務について競争を回復させるために自らとるべき具体的措置に関する計画書を提 審判開始決定をした後、 その後の審判手続を経 被審人が、 ないで当該計画書記載 審判開始決定書記載の事実及び法律の適用を認めて、 て、 カュ つ、 つ、 の具体的措置と同趣旨の審決をすることができる。 当該違反行為を排除し、 若しくは当該違 公正取 反行為が 引 排除 委員会に 出 され した

第五十四 条第一項、 第十七条の二若しくは第二十条第一項又は第八条の四第一項に規定する措置を命じなければ あ ると認める場合又は独占的状態があると認める場合には、 条 第十三条、 公正取引委員会は、 第十四 条、 審判手続を経た後、 第十五条第一項、 第三条、 第十五条の二第一 審決をもつて、 第六条、 項、 第八条、 第十六条第一項、 被審人に対し、 第九条第一項、 第七条第一 第十七条若しくは第十九条の規定に違反する行為が ならない 第二項、 項、 第五項若しくは第六項、 第八条の二第一項若しくは第三項 第十条、 第十

2 用 合において、 する場合を含む。 公正取引委員会は、 特に必要があると認めるときは、 審判手続を経た後、 に規定する措置を命じなければならない。 第三条、 審決をもつて、 第六条、 第八条第一項又は第十九条の規定に違反する行為が既になくなつていると認める場 被審人に対し、 第七条第二項 (第八条の二第二項及び第二十条第二項にお て準

3 実がなくなつていると認める場合 書に該当すると認める場合には、 公正取引委員会は、 審判開 始決定の時までに同項に規定する行為又は独占的状態に該当する事実があり、 審判手続を経た後、 (前項の規定により審決をする場合を除く。 審決をもつて、 審判開始決定の時までに第一項に規定する行為又は独占的状態に該当する事実がなか その旨を明らかにしなければならない。 又は独占的状態に該当する事実があつて第八条の四第一項ただ カュ つ、 既に当該行為若しくは独占的状態に該当する事 つたと認める場

第五十四条の二 と認めるときは、 公正取引委員会は、 審決をもつて、 被審人に対 審判手続を経た後、 į 当該違反行為に係る課徴金を国庫に納付することを命じなければならな 第七条の二第一 項 (第八条の三において準用する場合を含む。) に規定する事実が

 \bigcirc 昭 和二十二年法律第五十四 独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の 号 (私的独占の禁止及び公正取引の 一部を改正する法律 確保に関する法律) (平成二十一年法律第五十一号) (昭和二十二年 法律第五十四号) の施行前

第七条の二 行つた日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間 該当するものをしたときは、 け なくなる日からさかのぼって三年間とする。 (当該行為が商品又は役務の供給を受けることに係るものである場合は、 ればならない。 (小売業については百分の三、 事業者が、 ただし、 不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約で次の各号の その額が百万円未満であるときは、 公正取引委員会は、 卸売業については百分の二とする。) 以下「実行期間」という。) 第八章第二節に規定する手続に従い、 その納付を命ずることができない (当該期間が三年を超えるときは、 における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上 を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じな 当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額) 当該事業者に対し、 当該行為の実行としての事業活 当該行為の実行としての事業活 ずれ に百 動 動 額 を 分

- 商品又は役務の対価に係るもの
- 商品又は役務について次のいずれかを実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの
- イ 供給量又は購入量
- 口 市場占有率
- ハ 取引の相手方

2

被支配事業者が当該行為に係る一定の取引分野において当該商品又は役務を供給するために必要な商品又は役務を含む。 分野において当該事業者が供給した当該商品又は役務 当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額) 被支配事 前 前 項 の規定は、 「当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額 ·業者」 という。 事業者が、 が供給する商品 私的独占 他 の事業者の事業活動を支配することによるものに限る。)で、 又は役務に (当該被支配事業者に供給したものを除く。 つい て、 」とあるのは 次の各号の (当該行為が商品又は役務の供給を受けることに係るものである場合は いずれかに該当するものをした場合に準用する。 「当該事業者が被支配事業者に供給した当該商品 の政令で定める方法により算定した売上額 当該他の事業者(以下この項にお 及び当該 この場合にお 又は役務 一定 0) (当該 取引 7 7

「(小売業については百分の三、 卸売業については百分の二とする。)」とあるのは 「(当該事業者が小売業を営む場合は百分の三、 卸

一 その対価に係るもの

売業を営む場合は百分の二とする。)」と読み替えるものとする

次のいずれかを実質的に制限することによりその対価に影響することとなるも

イ 供給量

- 口 市場占有率
- ハ取引の相手方
- ③·④ (略)
- (5) 処分又は第百二条第一項に規定する処分が最初に行われた日(以下この条において「調査開始日」という。)の一月前 あるのは「百分の一」と、 為に係る実行期間が二年未満である場合に限る。)であるときは、 び第七項において なかつたときは、 「百分の二・四」と、 第一 項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、 当該事業者が当該違反行為について第五十条第六項において読み替えて準用する第四十九条第五項の規定による通知 事 前通知」という。)を受けた日の一月前の日) 「百分の二」とあるのは「百分の一・六」と、 「百分の一」とあるのは「百分の○・八」とする 当該事業者が、 第一項中 前項中 までに当該違反行為をやめた者 当該違反行為に係る事件について第四十七条第一項第四号に掲げる 「百分の四」とあるのは 「百分の十」とあるのは 「百分の八」と、 (次項に該当する場合を除き、 「百分の三・二」と、 の日 「百分の三」とあるのは 「百分の一・二」 (当該処分が行わ 当該違反行 (次項
- ⑥~② (略)
- 21) 実行期間 の終了した日から三年を経過したときは、 公正取引委員会は、 当該違反行為に係る課徴金の納付を命ずることができない

第八条の三 第一号(不当な取引制限に相当する行為をする場合に限る。 「事業者団体が」と、 (約をする場合に限る。 第七条の二第一項、 「当該事業者に対し」とあるのは の規定に違反する行為が行われた場合に準用する。 第三項から第五項まで、第七項から第十三項まで、 「当該事業者団体の構成事業者)又は第二号 (不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的 この場合において、 第十七項、 (事業者の利益のためにする行為を行う役員) 第十八項及び第二十一項の規定は、 第七条の二第一項中 「事業者が」とあるの 協定又は 第八条第 従業員 玉 一項

まで、 条第八項中「当該事業者」とあるのは 該 十一項中「事業者」とあるのは 第六項まで」とあるのは 反行為をした事業者」とあるのは 者」とあるのは する場合を除き、 代理人その他の者が構成事業者である場合には、 「特定事業者」と、 「当該事業者」とあるの 「納付すべき事業者」 実行としての事業活動を行う」 事業者団体がした」 とあるのは 第八項、 第九項又は第十四項」とあるのは 同条第九項中 「当該特定事業者が行つた」と、 「当該違反行為をした事業者団体の特定事業者」 当該違反行為」 「した違反行為」 と、 とあるのは は 「他の事業者」とあるのは 「当該特定事業者」と、 第四項又は第五項」と、 「当該違反行為をした事業者」とあるのは 「特定事業者」と、 と とあるのは「の実行としての事業活動をやめた者(当該違反行為の実行としての事業活動」 「当該違反行為をした事業者団体の特定事業者」と、 「納付すべき特定事業者」 とあるのは 「をやめる」とあるのは 「当該特定事業者」と、 当該事業者を含む。 一、 「第四項、 「行つた同項第一号の規定による報告」 同条第十二項中「行つた事業者」 同条第五項中 当該事業者」 「をしていた」 「他の特定事業者」と、 と 第五項、 「又は第四項から第六項まで」とあるのは「、第四項又は第五項」と、 「の実行としての事業活動をやめる」と、 と、 「当該事業者」とあるのは 「当該事業者」とあるのは とあるのは とあるのは 第八項又は第九項」 以下この条において「特定事業者」という。) 「をしていた」とあるのは 「当該違反行為をした事業者団体の特定事業者」 乛 「第一項に規定する違反行為をする」とあるのは 「の実行としての事業活動をしていた」 当該特定事業者」と、 とあるのは 「をしていた」とあるのは と読み替えるものとする。 と 「当該特定事業者」と、 「当該特定事業者」と、 同条第十七項及び第十八項中 「行つた特定事業者」と、 「の実行としての事業活動をしていた」 同条第十三項中 「当該事業者がした」 「の実行としての事業活 に対し」 「をやめた者 「当該違反行為をした事業 と、 と、 「事業者」 「当該事業者が 「第四項から第六項 と と 同条第十項 「又は第四 とあるのは 「当該違 同条第七 同条第四 (次項に該当 とあるのは 「当該違 父び第 反行 項 項中 行 カゝ 動 項 当 同 0 5

第十九条 事業者は、 不公正な取引方法を用 いてはならな

除 その 他当該行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。 前 条の規定に違反する行為があるときは、 公正1 取引委員会は、 第八章第二節に規定する手続に従い、 当該行為の差止め、 契約条項 0 削

2 第七条第二項 の規定は、 前条の規定に違反する行為に準用する。

第六十六条

(略)

②·③ (略)

4

その旨を明らかにしなければならない。

項、 公正取引委員会は、前項の規定により原処分の全部又は一部を取り消す場合において、 第九条第一項若しくは第二項、 第十七条又は第十九条の規定に違反する行為があり、 第十条第一項、 第十一条第一項、 かつ、当該原処分の時において既に当該行為がなくなつていると認めるときは、 第十三条、 第十四条、 当該原処分の時までに第三条、第六条、 第十五条第一項、 第十五条の二第一項、 第十六条第一 第八条第一項 審決

- 80 -